# フランスの植民地における奴隷制の復興

## ――人の法的地位に関する一考察――

深　谷　　格

## はじめに

権利能力は、古来、万人に認められていたわけではない。奴隷は、権利能力を有せず、権利の客体とされていた。フランスでは、ルイ14世の制定した1685年３月のいわゆる黒人法典［Code noir］[1)] 以降、植民地に限り奴隷制が

1）　「黒人法典［Code noir］」は、ルイ14世が1685年３月に制定した勅令「フランス領アメリカ諸島の黒人奴隷の身分及び規律に関する王令」（Édit du roy, touchant l'état et la discipline des esclaves nègres des îles de l'Amérique français, donné à Versailles au mois de mars 1685, dans Code noir1743, pp.1-29）の通称であり、この王令を含む黒人奴隷に関する一連の法令の総称でもある。以下、特に断りのない限り、「黒人法典」は1685年３月の勅令を指すものとする。黒人法典について、能見2007・78－90頁、浜1998、浜2003を参照（文献略称については、本稿末尾の【文献一覧】参照）。「黒人」には差別的な含意があるが、当時、原語のフランス語で le Code noir（黒人法典）や esclaves nègres（黒人奴隷）という表現が用いられており、本稿では、当時の呼称に従って「黒人」という表現を用いる。1685年の黒人法典で用いられている nègre という語は、アカデミー・フランセーズの辞典（https://www.dictionnaire-academie.fr/article/）では、第４版（1762年）で初登場し、人種や民族の含意をもたず、奴隷という語義が挙げられている。また、第５版（1798年）では、「植民地における労働に従事するあらゆる黒人奴隷を指す一般名詞」と説明されている。さらに、第６版（1835年）では、人種としての黒人という語義、特に、アフリカの住民としての黒人という語義も付け加わる。ところが、フランスの植民地における奴隷制廃止後の第８版（1935年）では、専ら人種としての黒人という語義だけが付与されている。Le Code noir の noir という語は、アカデミー・フランセーズの辞典の第３版（1740年）、第４版（1762年）、第５版（1798年）で黒という意味を持つほかに、nègre〔黒人奴隷〕と同義とされ、白人［blanc］の対義語とされている。そして、「彼の製糖所には、３人の白人と20人の〔黒人〕奴隷［noirs］がいる」という例文が添えられている。後述するように、カリブ海のフランスの植民地では、奴隷を使った製糖業が盛んに行われていたから、当時の社会の実態が辞典に反映されていることがわかる。なお、今日の感覚からすると、差別的と思われる表現を用いざるを得ない場合が他にもありうることをお断りしておく。

認められてきた。奴隷制は、フランス革命時にいったん廃止されるが、ナポレオン・ボナパルトの執政政府［Consulat］[2] 時代に復興する。そして、フランスの植民地では1848年まで奴隷制が存続していた[3]。1848年といえば、アメリカ合衆国大統領リンカーンによる奴隷解放宣言より、ほんの15年前にすぎない。フランスでは、民法典施行後も、40年以上に渡って植民地奴隷制が維持されたのである。

奴隷制の復興は、民法典の編纂と時期が重なる。そのため、幾人かの学者は、奴隷制の復興を民法典の編纂と関連させて論じている。

例えば、ガローは、〔民法典立法事業に携わった〕護民院と立法院が、もはや混乱を招く理由などなかった状況下で、奴隷制の復興を支持したと述べている[4]。

マルタンは、民法典制定に多大な寄与をした〔第二執政〕カンバセレスが、奴隷制を復興させた新法の準備に寄与したと述べ、民法典に大きな刻印を記

2）　Consulat は「統領政府」と訳されることも多いが、本稿では、古代ローマの consul が執政官と訳されることが多いこと等から、「執政政府」と訳する。consul も「執政」と訳する。

3）　フランス本国で奴隷制が採用されていないのは、ロワゼルの法格言「本王国〔フランス王国〕においては万人が自由である。奴隷は、この国〔フランス王国〕の国境に達して洗礼を受けるや否や、解放される。」（Loysel1846, tome 1,p,38,Liv.1,t.1,VI.）を根拠とする。外国からフランス本国に持ち込まれた奴隷の処遇・地位については、1716年10月の「フランスに連れてこられたか、又は送り届けられた植民地の黒人奴隷に関する王令」[Édit du roy,concernant les esclaves nègres des colonies,qui seront amenés, ou envoyés en France,donné à Paris au mois d'octobre 1716, dans Code noir1743,pp.37-49]、1738年12月の「1716年10月の王令を解釈する植民地の黒人奴隷に関する国王宣言」[Déclaration du roy,concernant les esclaves nègres des colonies,qui interpréte l'édit du mois d'octobre 1716,donnée à Versailles,le 15 décembre 1738,dans Code noir1743,pp.106-117] が詳細な規定を設けている。その後、1777年８月９日の国王宣言[Déclaration du 9 août 1777,qui défend d'amener des Noirs dans le Royaume,et régle les formalités relatives à leur embarquement et à leur exportation,dans Table alphabétique et chronologique des édits,declarations et lettres-patent enregistrés,et des arrêts de règlement et notables rendus au Parlement de Bourgogne, par un avocat au même Parlement, Dijon,1780,p.15] は、黒人をフランス王国に持ち込むことを禁止するとともに、その積み込みと輸出に関する手続を規定している。フランスは、1848年４月27日の「フランスの植民地及び属領における奴隷制の廃止に関するデクレ」［Décret relative à l'abolition de l'esclavage dans les colonies et possessions françaises du 27 Avril 1848, S.1848, Lois annotées, etc, p.58］により、植民地奴隷制を完全に廃止した。

4）　Garaud1953, p.48.

したナポレオン自身も、人間性を軽視し、道徳的な感性、すなわち、他者への共感と人間的な感情を欠いていたと評している[5)]。また、当時の護民院議員アデの発言を引用して、アデが「奴隷制を正当化している」と評し、「当時、そうでない〔奴隷制を正当化しない〕人は存在しない」と述べている[6)]。さらに、「確かに、その2281か条から成るナポレオン法典は、奴隷制擁護論に立っているとの嫌疑は殆んどない。しかも、復興された奴隷制は、本国では有効ではない。しかし、この法典を作った人々は、法典と同時に、フランス法の管轄に属する国々において、この奴隷制を復興することを嫌がらなかったし、いずれにせよ、彼らの誰一人として、奴隷制の復興に抗議しなかったということには変わりはない」と述べている[7)]。但し、「法典を作った人々」が誰を指すのか、明示されてはおらず、これらの主張の根拠が詳しく述べられているわけでもない。また、ナポレオン自身の考え方も、時期とともに変化した可能性があるのみならず、専ら彼の気質が奴隷制の復興に寄与したと断定することもできないと思われる。さらに、マルタンは、奴隷制の復興に関与した立法者の思想に着目し、奴隷制の復興、民法典の制定、政教条約とその附属条項の制定、レジオン・ドヌール勲章の制定が、ほぼ同じ時期に、共通の思想に基づいてなされたと主張している[8)]。この関連付けは興味深い指摘であるが、奴隷制の復興を一括りにして捉えている点に疑問が残る。当時、フランスが有していたいくつかの植民地は、地理的状況も政治的状況も多様であり、奴隷制の復興も植民地ごとに異なる展開を見せたからである。

5）　Martin2003, pp.14-15. ナポレオン・ボナパルト［Napoléon Bonaparte, 1769-1821］は、1804年５月18日（共和暦12年花月（プロレアル）28日）付の元老院決議に基づき皇帝に即位し、その称号としてナポレオンを名乗ることになる。したがって、厳密にいえば、それ以前の時期については、彼の名をボナパルトと表記すべきであるが、本稿では、通俗的な表記として、皇帝就任以前の時期についても、ナポレオンと表記することがある。

6）　Martin2003, p.22. ピエール・アデ［Pierre Adet, 1763-1834］は、1795年、アメリカ全権公使に任ぜられ、執政政府の下で護民院議員を1803年まで務めた後、ニエーヴル県知事、立法院議員、会計検査院主任評議官を歴任した（Tulard1989, p.35）。護民院での彼の発言については、後掲66－69頁参照。

7）　Martin2003, p.208.

8）　Martin2003, pp.14-15, 208-209, 214-215, 388.

1788年時点のフランスの植民地で、黒人奴隷が最も多かったのはカリブ海の大アンティル諸島に属するイスパニョーラ島西部のサン＝ドマング（現ハイチ）であり[9]、浜忠雄は、フランス革命と連動して革命がおこり独立が実現したサン＝ドマング、及び、大革命時の奴隷制廃止宣言と執政政府時代の奴隷制の復興について、サン＝ドマングと関連させて一連の詳細な研究を行っているが[10]、サン＝ドマング以外の植民地の奴隷制については、多くを論じていない。能見善久は、古代ローマ、フランスのカリブ海植民地、ルイジアナ、イギリスの植民地、アメリカ合衆国における奴隷制を論じているが[11]、ナポレオン政権下の植民地奴隷制を論じてはいない。

以上のことを踏まえ、本稿は、主として、ナポレオンの政権掌握後に奴隷制が維持ないし復興された、サン＝ドマング以外のフランスの植民地の奴隷制を考察の対象とし、ガローやマルタンらの主張の妥当性について、特にマルタンが指摘するナポレオンやカンバセレスの見解を素材に検証しつつ、人の権利能力を再考することを目的とする。

## 1.　植民地における奴隷制とその復興

黒人法典によれば、奴隷は所有することができず、奴隷が入手した物は全

9）　Moreau de Jonnès1842, p.27によれば、1788年時点のフランスの植民地の人口構成は次のとおりである（単位：人）。

| | 白人 | 解放奴隷 | 黒人奴隷 | 計 | 奴隷の人口比 |
|---|---|---|---|---|---|
| サン＝ドマング | 27,787 | 21,810 | 405,828 | 455,425 | 89.11% |
| マルティニーク | 10,603 | 4,851 | 83,416 | 98,870 | 84.37% |
| グアドループ | 13,466 | 3,044 | 85,461 | 101,971 | 83.81% |
| ギアナ | 1,307 | 494 | 10,748 | 12,549 | 85.65% |
| サント＝リュシー | 2,159 | 1,588 | 17,221 | 20,968 | 82.13% |
| セネガル | 650 | 6,400 | 4,120 | 11,170 | 36.88% |
| ブルボン島 | 7,833 | 918 | 30,000 | 38,751 | 77.42% |
| フランス島 | 6,386 | 1,199 | 25,154 | 32,739 | 76.83% |

10）　浜1998、浜2003等。

11）　能見2007、能見2021。

て主人の所有物となる（黒人法典28条）。奴隷は動産である（同44条）。つまり、奴隷は権利能力を有せず、むしろ権利の客体である。

黒人法典によれば、あらゆる奴隷は、ローマ･カトリック教の洗礼を受け、その教えを受けるべきだとされる（同２条）。ローマ・カトリック教以外の宗教の礼拝は禁止され（同３条）、カトリック信徒でない奴隷は、法的に有効な婚姻をすることができず、その結婚は内縁関係と見なされる（同８条）。日曜日とローマ・カトリック教の祝日には、労働が禁止され（同６条）、奴隷売買も禁止される（同７条）。

このように、黒人法典は、ローマ・カトリック教で奴隷を教化するよう規定している。黒人法典の公布と同じ1685年の10月に、フォンテーヌブローの勅令、いわゆるナントの勅令廃止勅令[12]が公布され、フランスにおけるプロテスタントへの迫害が公式に再開された。この勅令に始まる一連の勅令によって、カトリック教会での婚姻のみが法的に有効な婚姻とされたことは、黒人法典における婚姻の有効要件の規定と軌を一にするものであり、黒人法典とナントの勅令廃止勅令とは表裏一体をなす[13]。

黒人法典によれば、奴隷同士の婚姻は、主人の同意がなければ有効とならない（同10条）。奴隷同士の子は奴隷の身分を取得し（同12条）、男奴隷と自由人の女という夫婦間の子は自由人となり、女奴隷と自由人の男という夫婦間の子は奴隷となる（同13条）。

フランス革命時に、黒人奴隷制の廃止が本格的に議論される契機となったのは、1790年のサン＝ドマングにおける黒人奴隷の武装蜂起であるとされる[14]。

黒人奴隷制の廃止に関する議論の詳細は浜忠雄の研究[15]に委ね、紙幅の

12）　Édit portant révocation de l’édit de Nantes, Fontainebleau, octobre 1685, dans Isambert19, pp.530-534.

13）　ガローは、黒人法典とナントの勅令廃止勅令が同年に公布されたことを強調し、両者がともにローマ・カトリック教による熱心な教化を行うルイ14世の宗教政策に基づくことを指摘する（Garaud1953, p.39）。

14）　浜2003・85-87頁。

15）　浜1998・65-139頁、浜2003・69-126頁。

関係で省略する。奴隷制との関係で重要な立法のみをいくつか紹介しておこう。

国民議会（立法議会）は、「植民地の暴動を鎮める方法に関する1792年３月28日―４月４日のデクレ」[16] を制定し、前文の末尾で「国民議会は、有色人種及び黒人解放奴隷が、白人の入植者と同様に、政治的権利の平等を享受することを承認かつ宣言して、以下のように布告する」と述べ、同２条で「有色人種及び黒人解放奴隷は、1790年３月28日付の訓令４条によって規定された要件を充たす場合には、小教区のあらゆる集会で投票する権利を認められ、あらゆる場において被選挙資格を有するものとする」と規定した。

1792年８月11日、国民議会（立法議会）は、「黒人奴隷売買に対する助成金を廃止するデクレ」[17] を制定し、「国民議会は、黒人奴隷売買に対して付与される助成金及び奨励金は、自由の原則に反すると考え、黒人奴隷売買に対して1784年の国王顧問会議裁決によって付与された奨励助成金は、廃止され、かつ、将来においても廃止されるべきであると布告する」と規定した。

1793年７月27日、国民公会は、「黒人奴隷売買に対する助成金を廃止するデクレ」[18] を制定し、「国民公会は、黒人奴隷売買に対して現在まで付与された助成金は全て廃止されると布告する」と規定した。これは、前掲1792年８月11日のデクレを繰り返したものである。

さらに、1793年９月19日、国民公会は、「黒人奴隷売買を除き、商取引に付与される助成金及び賞与の支払いを認めるのデクレ」[19] を布告し、上記の規制を維持した。

このように、奴隷ではない有色人種及び黒人解放奴隷に選挙権及び被選挙権を与え、黒人奴隷売買に対する助成金を廃止するという仕方で、黒人奴隷

16）　Décret relative aux moyens d'apaiser les troubles des colonies, 28 mars – 4 avril 1792, dans Bulletin3, p.55.

17）　Décret qui supprime la prime pour la traite des noirs, 11 août 1792, dans Bulletin3, p.197.

18）　Décret qui supprime les primes pour la traite des esclaves, 27–27 juillet 1793, dans Bulletin4, p.342.

19）　Décret qui autorise le paiement des primes et gratifications accordées au commerce, à l'exception de celles pour la traite des nègres, 19 septembre 1793, dans Bulletin4, p.436.

制を抑制する立法が続いた後、国民公会は、次掲の「植民地における黒人奴隷制を廃止する共和暦２年雨月（プリュヴィオーズ）16日―芽月（ジェルミナール）21日（1794年２月４日―４月10日）のデクレ」[20] を公布した。

「国民公会は、全植民地における黒人奴隷制が廃止されることを宣言する。したがって、植民地に居住する人は全て、肌の色の区別なく、フランス市民であり、憲法によって保障される全ての権利を享有するものであることを、国民公会は宣言する。国民公会は、本デクレの施行を確保するためにとるべき措置に関する報告を直ちに行うよう、公安委員会に指示する」。

但し、実際には、この宣言通りに奴隷制が廃止されたのは、サン＝ドマングを除けば、グアドループ[21] と南米ギアナ[22] だけであり、マルティニー

20）　Décret qui abolit l'esclavage des nègres dans les colonies, 16 pluviose – 21 germinal an 2（4 février – 10 avril 1794）, dans Bulletin5, p.128.

21）　グアドループは、カリブ海の小アンティル諸島に属する島であり、1493年、コロンブスによって「発見」された。1635年、ロリーヴ［Charles Liénard de L'Olive, 1601?-1643］が、カリブ海のサン＝クリストフ島のフランス人総督デナンビュック［Pierre Belain d'Esnambuc, 1585-1636］が創立したアメリカ諸島会社［Compagnie des îles de l'Amérique］によって派遣されてグアドループを占領した。これが、フランスによるグアドループの植民地化の端緒である。その後、所有者は変遷するが、1674年、フランス王国が同島を領有するに至った。同島は、七年戦争の間、1759年から1763年までイギリスに占領されるが、1763年の講和条約により、再びフランス領に戻った。フランス革命が起こると、同島でも、内戦、黒人奴隷の反乱、白人の虐殺、放火、略奪、住民の国外逃亡等が起こり、この紛争に付け込んだイギリスが、1794年４月、再び同島を攻撃し、占領した（Notices1837, pp.135-142）。しかし、同年６月、同島をフランスが奪還し、ヴィクトル・ユーグ［Jean-Baptiste Victor Hugues, 1762-1826］が派遣されて奴隷制廃止宣言を布告した（Niort2007, p.14）。

22）　1626年にフランスのルーアンの商人が小さな植民地を開いたのがフランス領ギアナの端緒であり、1634年にギアナのカイエンヌを拠点として、ルイ13世が特許状を与えた北部会社によりフランスの植民地化が本格化した（Laboria1843, p.44）。1794年に黒人奴隷は解放されたが、解放奴隷は放置されたため四散し、植民地の農園主は倒産した。ギアナは、フランス大革命の下で、多くの政治犯の追放先（流刑地）となり、その半数以上が飢餓や病気で死亡した。そのため、ギアナは、「ヨーロッパ人の墓場」と呼ばれた（Colonies1924, pp.98-99）。

ク[23]とフランス島（現モーリシャス島）[24]、ブルボン島（現レユニオン島）[25]、サント＝リュシー（現セント・ルシア）[26]では施行されなかった[27]。1794年２月４日の黒人奴隷制廃止デクレは、植民地における入植者の反乱、地方当局者によるこのデクレの適用の拒否、黒人奴隷の反乱、海賊船による奴隷売買等の無秩序状態の増大をもたらした[28]。

その後、執政政府時代に、フランスの植民地における奴隷制が復興する。共和暦８年ブリュメール（霧月）18日（1799年11月９日）のクーデターによるナポレオン・ボナパルトの政権掌握直後に制定された共和暦８年憲法（1799

23）　マルティニークは、カリブ海の小アンティル諸島に属し、1493年にスペイン人によって「発見」された。1635年に前述のデナンビュックが占領し、以後、この島はフランス系の様々な個人や団体（アメリカ諸島会社、西インド会社［Compagnie des Indes-Occidentales］等）に転々と譲渡されるが、1675年にフランス王国が領有することとなった。その頃既に、アフリカから黒人奴隷がマルティニークに輸入されている。七年戦争の際、マルティニークは1762年から1763年にかけてイギリスに占領された。フランス革命の際、マルティニークでは内戦が勃発し、商取引は停止され、耕作は放棄され、島外脱出が続出するなど大混乱に陥った。その際、イギリスがマルティニークを攻撃し、1794年２月３日に上陸して守備隊を撃破し、同年３月から1802年のアミアン条約締結まで、マルティニークを占領した（Notices1837, pp.27-33）。

24）　フランス島（モーリシャス島）は、インド洋の島であり、1511年、ブルボン島（レユニオン島）と同じ頃、「発見」された。両島はマスカレーニュ諸島を構成する。当初、オランダ人が植民したが、1715年、フランス人船長デュフレーヌ［Guillaume Dufresne d'Arsel, 1668-1738］が占領し、フランス島と名付けた。所有者が変遷した後、フランス国王が所有するに至った。大革命下では、自治権を獲得したが、本国からの援助が途絶えたため、イギリスへの服属を望む人々が反乱を起こしたり、イギリスとの戦争状態に入ったりと混乱が続いた（Lacaze1880, pp.232-238）。

25）　レユニオン島は、インド洋上のマダガスカル及びフランス島（モーリシャス島）の近くの島である。1638年、フランス人船長サロモン・ゴベール［Salomon Gaubert］が国王の名で占領したのが、フランスによる植民地化の端緒である。島名は、1649年にブルボン島となり、1793年、国民公会によりレユニオン島と改称されたが、帝政時代にボナパルト島、1815年にブルボン島となり、1848年に再びレユニオン島となって現在に至る（Malleterre1900, fascicules spéciaux, p.19）。大革命下では、フランス島（モーリシャス島）と同様、反乱やイギリスとの戦争状態が続いた（Lacaze1880, pp.232-238）。

26）　サント＝リュシーは、カリブ海の小アンティル諸島に属し、マルティニークの南に位置する。1637年にフランスの植民地となる。英仏間で領有権争いが続き、1783年にフランス領となるが、1794年にイギリスに占領された（Montlezun1818, pp.206-207）。

27）　浜2003・112頁。イギリスが占領したり、内乱状態にあったりした植民地では、奴隷制廃止宣言は実施されなかった（Niort2007, p.13）。

28）　Lentz1999, p.483. 各植民地の動向については、前掲注21）～26）参照。

年12月13日）91条（「フランス植民地の制度は、特別法により定められる」）[29] が、その布石となったとも評される。同条は、共和暦３年憲法（1795年８月22日）が１条で「フランス共和国は、一にして不可分である」と規定し、６条で「フランスの植民地は、共和国と一体をなす部分であり、同一の憲法に従う」と規定していたことを修正したものであり、これによってフランス本国とは別の制度を植民地に設けることが可能になるからである[30]。

但し、ナポレオンの奴隷制に関する見解は、時を追うごとに微妙に変化している。ナポレオンは、政権掌握直後の1799年12月25日、サン＝ドマングの市民に対する布告の中で、下記のように黒人の自由と平等を宣言しており、この時点では、共和暦８年憲法91条についても、奴隷制の復興を含意するものという趣旨には理解していない。

> 「市民諸君。様々な違反に対して持ちこたえることができなかった憲法は、自由を強固にするために用意された新たな社会契約[31] によって取って代わられた。〔憲法〕91条は、フランスの植民地が特別法によって規律されることを規定している。この規定は、事物の本性及び気候の相違に由来する。アメリカ、アジア、アフリカに位置するフランスの植民地の住民を、同じ法律によって統治することはできない。習慣、習俗、利害の違いや、風土、文化、生産物の多様性は、様々な修正を要請する。……共和国執政らは、諸君に新たな社会契約を告知し、黒人の自由及び平等という神聖な権利は、諸君の間では、決して、侵害も変更も受けることはないということを宣言する。もし、サン＝ドマングの植民地の中に悪意のある人々がいて、彼らが強力な敵との関係を保持しているのであれば、実直な黒人たちよ、諸君の自由と諸君の権利の平等とを承認するのはフランス国民だけであることを忘れないように」[32]。

29）　本条の訳は、中村2003・94頁による。
30）　Régent2014, pp.166-168.
31）　共和暦８年憲法のこと。
32）　Lentz1999, p.485.

サントヤンによれば、ボナパルトは、植民地奴隷制について先入観を持たずに政権を掌握したが、奴隷制の廃止や戦争によって破綻した植民地経済の復興を願う人々が、植民地奴隷制を維持するイギリスやオランダにフランスが劣後していると主張して、黒人奴隷制復興のために様々な情報をナポレオンに提供したとされる[33]。

当時、国務院評定官だったレドレール[34]の回想録によれば、1800年８月16日の国務院の会議で、バルベ＝マルボワ[35]が、「サン＝ドマングのフランス領の部分の自由人たる黒人の自由については、もはや語るべきではない」と述べたのに対し、第一執政ボナパルトは、次のように述べたとされる。

「奴隷制を廃止することの是非が問題なのではなく、サン＝ドマングの自由人たる黒人の自由を廃止することの是非が問題である。もし、黒人が、その自由という利益によって我々に結び付いていないなら、この島はイギリスのものになってしまうだろうと私は確信している。黒人は、おそらく、奴隷であった時よりも作る砂糖の量は少ないだろうが、我々のために砂糖を作るだろうし、必要な場合には、兵士としても役立つだろう。我々は、少なくとも製糖工場を一つ持つならば、その上になお、友人たる兵士らが立てこもる城塞を持つことになるだろう。私の政治は、大多数の人々がこうでありたいと願うように、人々を統治することである。思うに、それこそが、人民の主権を承認する方法である。私は、カトリック信徒になることによってヴァンデの戦争を終わらせ、イスラム

33）　Saintoyant1931, pp.69-70.

34）　ピエール・ルイ・レドレール［Pierre Louis Roederer, 1754-1835］。旧体制下では弁護士、メッス高等法院評定官。王党派。経済学者。国務院評定官、元老院議員、ナポリ王国財務大臣等を歴任（Tulard1989, pp.1471-1472）。

35）　フランソワ・バルベ＝マルボワ［François Barbé-Marbois, 1745-1837］。旧体制下でアメリカに外交官として派遣された。1785年、サン＝ドマングにフランスの代官として赴任。総裁政府時代に元老会議員を務め、1797年、フリュクティドール18日のクーデターで、ギアナに国外追放された。ナポレオンの執政政府時代に国務院評定官となり、1803年、ルイジアナ植民地をアメリカ合衆国に売却する交渉を行った。植民地奴隷制の復興の支持者だと評価されている（Lentz1999 ; Tulard1989, pp.161-162）。

教徒になることによってエジプトに布陣し、教皇至上主義者になることによってイタリアで人心をつかんだ。もし、私がユダヤ人を統治するならば、ソロモンの神殿を再建するだろう。だから、私は、サン＝ドマングの自由人たる黒人の自由について語るつもりである。私は、フランス島では奴隷制を強固にし、サン＝ドマングの奴隷たる黒人についても奴隷制を強固にするつもりである。私は､奴隷制を維持する地域において、奴隷制を緩和ないし制限する権利を留保する。私は、自由を維持する地域において、秩序を再建し、規律を導入する」[36]。

この言葉から、ナポレオンは、当時、植民地の奴隷制を、対外政策･経済･軍事の問題として捉えていたことが分かる。植民地の経済的繁栄はフランスの経済的繁栄をもたらすものであった[37]。また､イギリスとの戦争において、植民地は寄港地及び兵士の供給地として、戦略上の拠点であった[38]。したがって、彼は、対外政策・経済・軍事の観点から奴隷制の効用を考えており、地域や住民の特性に応じて柔軟に政治を行って、奴隷制の存続・廃止を決定しようとする姿勢を示している（このように、奴隷ないし奴隷制を手段としてとらえている点にレイシズムが潜んでいる）。つまり、1794年の奴隷制廃止宣言が実施された地域では、それに反する態度をとることは事実上困難だったので[39]、奴隷制廃止を続行する一方で、入植者の敵意、共和国政府当局

36）　Roederer1942, pp.131–132.

37）　1790年時点で、マルティニークからフランスへの輸入量は、砂糖（粗糖、精製された砂糖の合計）が26,915,700リーヴル（約13,458トン）、コーヒー豆が9,611,200リーヴル（約4,806トン）、カカオ豆が689,100リーヴル（約345トン）、綿花が991,700リーヴル（約496トン）であり、マルティニークからフランスへの輸入額は30,246,286トゥール・リーヴル、フランスからマルティニークへの輸出額は10,442,137トゥール・リーヴルであった（Notices1837, pp.32–33）。また、同年、グアドループからフランスへの輸入量は、砂糖が約8,726トン、コーヒー豆が約3,711トン、カカオ豆が約269トン、綿花が約258トンであり、グアドループからフランスへの輸入額は18,541,709フラン、フランスからグアドループへの輸出額は6,041,695フランであった（Notices1837, p.140）。このように、カリブ海地域は砂糖生産地帯として栄えたが、特に、サン＝ドマングは、1789年時点で砂糖生産量が８万トンに達したとされる（林田2021・244頁）。

38）　Lentz1999, pp.485–486.

39）　フランス海軍が弱く、制海権を確保できず、いったん廃止された奴隷制を復興させると黒人

者の優柔不断さ、イギリスによる占領等のために1794年の奴隷制廃止宣言が実施されなかった地域では、奴隷制が見直されることはないとしている[40]。植民地においては、概して白人（入植者）に対する黒人奴隷の人口比が圧倒的に高かったので[41]、本国から遠く離れ、イギリスにも脅かされる植民地において、奴隷制を維持しつつ治安維持を図ることは容易ではなかったと推測される。しかも、奴隷制を維持しようとすると、黒人の反乱を誘発しかねず、かといって奴隷制を廃止しようとすると、入植者らがフランス本国から独立しかねないというジレンマもあった[42]。

ナポレオンは、英仏和平交渉の最中に、イギリスからフランスに返還される予定の植民地の処遇につき海軍・植民地大臣ドゥクレ宛ての書簡で指示する中で、奴隷制について次のように述べている。

まず、1801年10月７日付の書簡では、マルティニークとサント＝リュシーでは奴隷制が現状維持される旨を、こう述べている。

> 「一隻のフリゲート艦が葡萄月（ヴァンデミエール）25日（1801年10月17日）、我々の港を出港して、グアドループに講和の知らせを届け、マルティニークとサント＝リュシーの住民に、黒人奴隷は現状のまま維持されるので、黒人奴隷に自由が与えられるのではないかと恐れる必要はないということを、政府の名において知らせるよう、ラクロス将軍に、命令を伝えなければならない」[43]。

他方、同年10月31日付の書簡では、サン＝ドマングとグアドループでは奴隷制を復興しない（廃止する）旨を次のように述べているが、両者以外の植民地における奴隷制廃止の可能性を否定するものとはいえない。

---

の離反を招くおそれがあったからだとされる（Boudon2011, p.19）。

40）　Boudon2011, p.19.

41）　前掲注9）参照。

42）　Prentout1901, p.95.

43）　Napoléon2006, p.801. ラクロスについては、後掲注49）参照。

「フランス国民は、フランス国民が自由だと認めた人々に、決して鉄鎖を与えることはない。だから、黒人は全て、今日グアドループで暮らしているように、サン＝ドマングでも暮らすこととなる」[44]。

そして、ナポレオンは、1801年11月８日（共和暦10年霧月（ブリュメール）17日）、「サン＝ドマングの住民への第一執政の布告」[45]を出し、その中で次のように述べた。

「サン＝ドマングの住民諸君。諸君の生まれや肌の色が何であれ、諸君はフランス人である。諸君は皆、神及び共和国の前で、自由かつ平等である。フランスは、サン＝ドマングと同様に、謀反によって食い物にされ、内戦及び対外戦争によって引き裂かれた。しかし、全てが変わった。諸国民は皆、フランス人を抱擁し、フランス人に平和と友情を誓った。フランス人は皆、互いに抱き合い、皆友人であり兄弟であることを誓った。フランス人を抱擁し、諸君のヨーロッパの友人及び兄弟と再会することを喜びたまえ……」。

ナポレオンは、同年11月22日（共和暦10年霜月（フリメール）１日）、立法院で「共和国の情勢の報告」[46]を行い、植民地の奴隷制について次のように述べた。

「グアドループは、僅かに残った耕作と繁栄を保持した。しかし、共和国の主権は、グアドループではひどい侮辱を受けた。共和暦８年に、１人の代官がそこで命令を出したが、謀反によって国外追放された。３人の代官が彼を受け継いだ。そのうちの２人が３番目の者を国外追放し、

44）　Napoléon2006, p.840.

45）　Lentz2006, pp.307-308.

46）　Napoléon1801. 浜2003・145頁は、これが「ナポレオンが黒人奴隷制問題について直接に態度表明した」最初の発言であり、かつ、それは「国務院で行った」発言だとするが、これは本文に述べたように立法院における発言であり、しかも、本文で紹介したように、ナポレオンはこれ以前にも黒人奴隷制問題について見解を述べているので、これが最初の発言ではない。

その代わりに別の１人の者を選任した。そのうちの１人が亡くなり、２人がそこに残り、３人によって行使されるべきだった権力をその２人が帯びた[47]。いわば手足の一部を切断された、この違法な代官所において、無政府主義と専制主義とが交互に支配している。入植者とその仲間は、代官を告訴し、その誤謬と犯罪を非難している。政府は、新しい行政を組織しようと試みた。それは、総督、知事、司法委員、及び彼らの部下から成る[48]。（中略）

総督は、到着するとすぐに、謀反の精神と闘わなければならなかった。彼は、暴動の支持者と国外追放の首謀者である個人13名をフランスに送らなければならないと考えた。

政府は、そのような人々はフランスにいても危険であると考え、グアドループ以外で彼らが選びたい植民地に彼らを移送せよと命じた[49]。

サン＝ドマングでは、規則に反する数々の行為が従順さを損なった。政府は、いかがわしい外観の下に、名と実を取り違える無知蒙昧さ、従っているとだけ思い込んでいるのに横領を行う無知蒙昧さが潜んでいるにほかならないことを見抜こうとした。しかし、ヨーロッパのいくつもの港を出発する艦隊と軍隊とが、直ちに、あらゆる暗雲を一掃してしまうだろう。そうなれば、サン＝ドマングは、共和国の法律の下に完全に復帰するものとなるのだ。

---

47）　総裁政府の代官デフルノー将軍［Edme-Étienne Borne Desfourneaux, 1767–1849］は、1798年11月22日に、前述のヴィクトル・ユーグの後任としてグアドループに着任した。その後、同地で反乱が起こり、1799年10月（共和暦８年）、デフルノーは解任・追放され、反乱が拡大し、代官も次々に交代した（Niort2007, pp.34–40）。

48）　1801年４月19日のグアドループの植民地を統治する方法を定める執政アレテ［Arrêté qui determine la manière dont sera régie la colonie de la Guadeloupe du 29 germinal an 9（19 avril 1801）, dans Bulletin9, p.97］に基づく組織である。総督は軍事上の責任者、知事は行政の担当者、司法委員は司法機関の責任者である。

49）　グアドループには、テルミドール九日の反動を逃れて入植したジャコバン派の人々もいた。総督ラクロス［Jean-Baptiste Raymond de Lacrosse, 1760–1829］は、着任直後から、彼らのような革命急進派や有色人種に対する抑圧的な政策を行い、デフルノーの解任に関与した多くの将校を罷免し、国外追放した（Niort2007, p.40）。

サン＝ドマングとグアドループには、もはや奴隷はいない。万人がそこでは自由である。万人がそこでは自由であり続けるものとされる。

賢明さと時とが、そこに秩序を取り戻し、耕作と労働とを復興するだろう。

マルティニークでは原則は異なる。奴隷制は、マルティニークでこれまで維持されてきたのであり、将来においても維持されるものとする。この植民地において、新しい変革を再び試みると、人情にあまりに辛い思いをさせることになる。

ギアナは、活動的で力強い行政官の下で繁栄した。ギアナは平和の支配のもとでいっそう繁栄するだろう。そして、ギアナは、新たな領土を広げ、そこでは耕作が必要とされ、富が約束される。

フランス島とレユニオン島とは、数々の謀反の真っ只中にあって、しかも、偶然によって作られたような、能力の劣る、あてにならない行政の下にありながら、本国への忠誠を保ち、政府からテコ入れも援助も受けなかった。かくも重要なこれらの植民地はより強固にされる。これらの植民地は、もはや、本国が、自由を黒人に与えることによって、白人の奴隷制を作り上げるのではないかと恐れることはない」[50]。

ナポレオンのこの方針によれば、カリブ海のサン＝ドマングとグアドループでは奴隷制の廃止が維持されるが、カリブ海のマルティニーク、インド洋のフランス島、レユニオン島では奴隷制が維持されることになる。ギアナの処遇方針は明確にされていない。

しかし、サン＝ドマングはフランスに服属するだろうというナポレオンの希望的観測は当たらない。そこでは独立戦争が続き、1804年１月、ハイチとして独立を宣言する[51]。マルティニークは、当時イギリス占領下にあったが、1802年３月27日、アミアンの和約（アミアン条約）によってフランスに返還

50）　Napoléon1801, pp.10–12.

51）　浜1998、浜2003を参照。

される[52]。

その後、前掲のナポレオンの方針に沿って、フランスの植民地において奴隷制が復興する。但し、グアドループにおいては、前掲「共和国の情勢の報告」では奴隷制廃止の方針が述べられていたにもかかわらず、後述のように、反乱を契機に奴隷制が復興することになる。

ナポレオンは、1802年４月27日付の書簡で、フランスの植民地における奴隷制の復興に関する法令の制定の準備を第二執政カンバセレスに指示した[53]。この法令の対象となる植民地は、フランス島、トバゴ、マルティニーク、サント＝リュシー、グアドループ、サン＝ドマングである。この書簡に、ナポレオンは、以下に掲げる３つの付属文書を付して、法令の内容に関する提案をしている。

**【付属文書１】**

黒人奴隷に関して制定すべき規則に関して、植民地は、二つの階層に区分されるべきである。

すなわち、黒人奴隷の解放に関する法律が公布され、多少なりともその施行がなされた植民地と、旧秩序が保持されている植民地である。

私は、前者につき規則１を、後者につき規則２を提案するものである。

規則１

共和国執政らは、国務院の了解のもとに、以下のとおり決定する。

第１条　○○植民地総督が任命した人々によって、当該植民地総督になされた報告に基づき、以下の内容を含むリストが作られるものとする。

52）　前述のように、マルティニークは1794年３月から1802年のアミアン条約締結までイギリスに占領され、アミアン条約によりフランスに返還されたが、その後もイギリスにたびたび攻撃され、1809年に再びイギリスに占領される。1815年11月の条約により、マルティニークはフランスに返還された（Notices1837, pp.27-34）。現在、マルティニークはフランスの海外県となっている。

53）　Napoléon2006, pp.957-958.

1．共和暦２年雨月（ブリュヴィオーズ）26日（1794年２月14日）以前に自由を享受していた黒人奴隷個々人の氏名

2．共和国の敵から共和国の領土を守ることに協力するか、又は、その他の方法で国家に奉仕した黒人奴隷個々人の氏名

第２条　〔第１条の〕本リストに掲載された個人は全て自由であると宣言されるものとする。

第３条　本リストに掲載された者のうち、所有者ではない者、及び、その生計を立てることができる技術又は職業を有しない者は、治安の規則に服するものとする。この治安の規則は、彼らを農業労働において助けるために、彼らを〔いずれかの土地の〕所有者とし、彼らの賃金を決定し、放浪と不服従を防止するための規定を全て定める。

第４条　不服従や放浪の常習者は、本規則所定の場合に、本リストから抹消され、本リストに掲載されることに起因する利益を剝奪されるものとする。

但し、前項の処分の代わりに、奴隷解放に関する法律が公布されていなかった植民地への追放を命ずることができる。

第５条　第１条のリストに含まれていない黒人奴隷個々人は全て、1789年に植民地の黒人法典を構成していた法律及び規則に服するものとする。

第６条　1789年に効力を有していた奴隷売買に関する法律及び規則に従って、〇〇植民地に黒人奴隷を輸入することは容認されるものとする。

海軍大臣は、本アレテの施行を担当する。

規則２

共和国執政らは、国務院の了解のもとに、以下のとおり決定する。

第１条　1789年に黒人奴隷が服していた法律及び規則は、〇〇植民地において施行され続けるものとする。

第２条　この仕方でかつて制定された法律及び規則に従って、黒人奴隷を輸入することは容認されるものとする。
海軍大臣は、本アレテの施行を担当する。

【付属文書２】

共和国執政らは、国務院の了解のもとに、以下のとおり決定する。

第１条　黒人奴隷は、マルティニーク、サント＝リュシー、トバゴ、フランス島においては、1789年に行われていた制度の下で生活し続けるものとする。

第２条　〔大革命以後の〕様々な憲法の下で様々な立法府によって制定された諸法律は、前条の植民地においては無効とされ、適用されない。

第３条　黒人奴隷売買は行われるものとする。また、黒人奴隷売買に関して1789年に存在していた法律は全て、効力を取り戻す。これらの法律は、フランス政府がイギリス及びその他の国々の政府と一致して、共通の合意に基づいて、黒人奴隷売買の廃止をすることができるまで、効力を有する。

第４条　従前の数々の憲法の下で制定された法律で、本元老院決議に反するものは全て、憲法91条と両立しえないものとして無効と宣言される。

【付属文書３】

共和国執政らは、国務院の了解のもとに、以下のとおり決定する。

第１条　売買に由来する黒人奴隷で、マルティニーク及びサン＝ドマングの植民地に到着するものは全て、他のヨーロッパの国々の植民地での取り扱いと同様に取り扱われ、これらの植民地で1789年に行われていたのと同じ仕方で取り扱われるものとする。

第２条　我々の植民地を〔フランス〕共和国の敵から守った黒人奴隷、及

び、国家に貢献した黒人奴隷は全て、最終的に自由であるとみなされる。政府は、このために、自由を与えられるに値するとされる者を識別するのに適した措置をとるものとする。

第３条　国務院において審議された政府の規則は全て、植民地に関して五年間、法律としての効力を有するものとする。

上記の３付属文書には、1994年の植民地奴隷制廃止宣言が施行されている植民地と、未施行の植民地とを区別し、それぞれに別の規範を設け、現状維持を原則とする考え方や、フランス共和国に対する貢献度を考慮して黒人の地位を決定しようとする考え方が示されている。また、付属文書１の規則１は、奴隷状態と自由の中間的な地位として、黒人に規律された労働を強制する「治安の規則」を設けており、そこには、過渡期の立法として、奴隷制の廃止を漸進的に進める意図が示されている。３つの文書のいずれにも「国務院の了解のもとに」と記されており、民法典起草委員ポルタリス及びビゴー・ド・プレアムヌーを含む当時の国務院評定官らが、これらの文書〔法案〕の内容を承認することが前提とされている。このことは重要である。

その後、1802年５月20日（共和暦10年花月（フロレアル）30日）、「黒人奴隷売買及び植民地の体制に関する法律」[54] が公布された。これは下記の前文と４か条から成るが、その法案は、下記の４か条のうちの第１条～第３条から成り、カンバセレスが、海軍・植民地大臣ドゥクレ及び３名の国務院評定官（デュピュイ、ルニョー・ド・サン＝ジャン＝ダンジェリー、ブリュイ）らと起草したものである[55]。法案は、護民院では賛成54票対反対27票、立法院では賛成111票対反対65票で可決された[56]。

前文

54）　Loi relative à la traite des nègres et au régime des colonies, dans Bulletin9, p.336, n°509.

55）　Saintoyant1931, p.73.

56）　Thibaudeau1834, p129.

フランス国民の名において、第一執政ボナパルトは、共和国の法律である以下のデクレを公布する。このデクレは、共和暦10年花月（フロレアル）27日〔1802年５月17日〕に政府によって立案され、同日、護民院に送付された提案に従って、同30日〔1802年５月20日〕に立法院で可決されたものである。

第１条　共和暦10年芽月（ジェルミナール）６日〔1802年３月27日〕のアミアン条約の施行によってフランスに返還される植民地においては、奴隷制は、1789年以前の法律及び規則に従って維持されるものとする。

第２条　喜望峰以東の前条以外のフランスの植民地においても前条と同様である。

第３条　黒人奴隷売買及び上記植民地への奴隷の輸入は、1789年以前の法律及び規則に従って行われるものとする。

第４条　従前の法律にもかかわらず、植民地の体制は、10年間、政府によって制定される規則に従うものとする。

第１条の「アミアン条約の施行によってフランスに返還される植民地」はマルティニークを指す。第２条の「喜望峰以東の前条以外のフランスの植民地」はインド洋のレユニオン島とフランス島を指す。第１条及び第２条の植民地では、前述のように奴隷制廃止宣言が施行されていなかったため、そのまま奴隷制が維持される。これ以外の植民地、すなわち、サン＝ドマング、グアドループ、南米ギアナについては規定されていないが、奴隷制廃止状態が維持されるという趣旨である[57]。この法律は、植民地の類型ごとにその処遇に差異を設けている点ではナポレオンの前掲３付属文書と同じであるが、奴隷制を廃止するか否かの差異しか設けず、きめ細かな規定を設けていない点では、前掲３付属文書と異なる。ナポレオンの節度ある提案は受け入れられず、ナポレオンは、結局、法案起草者である前掲国務院評定官らの意見に

57)　但し、後述のように、グアドループでは、ほどなくして奴隷制が復興することになる。

従ったとサントヤンは説明している[58]。第４条は、カンバセレスらの法案にはなかった規定であり、ナポレオンの前掲３付属文書のようにきめ細かな規定を法律に設けるのではなく、政府が制定する規則に委ねることとして、国会での承認を要せず、その時々の状況に応じて柔軟に改廃できるような仕組みを設けている。

カンバセレスは、自身の回想録で次のように述べている。

「黒人奴隷制を復興する法案のことで、ボナパルトの頭はいっぱいだったに違いない。それというのも、ボナパルトは、サン＝ドマングで黒人奴隷に命令を下した者たちに悪意があったという証拠を手に入れたからである。以前、私は、ボナパルトが、黒人奴隷たちに依怙贔屓とでもいうべきことをしていると指摘したことがある。そのうえ、花月（フロレアル）28日のデクレ（ママ）は、黒人奴隷制がマルティニークとフランス島において維持されると規定し、黒人の自由がサン＝ドマング、グアドループ、そしてカイエンヌ[59]において維持されると規定していることを付け加えておこう。個々の植民地の状況は同じであるべきだが、こうした個々の植民地の間の差異は、正しい政策によって指図されたものであり、我々に返還されるべきマルティニークの安寧を保障するためである。それに、私は、黒人の自由の問題は、解決することが難しく、イギリスは黒人奴隷貿易を禁止したかったので、そのことを前面に立てて、我々の植民地の黒人奴隷に反乱を起こさせて、我々が植民地における黒人の人口を再び増やすことがないようにしようとしたという風説をボナパルトからたびたび聞かされた」[60]。

カンバセレスは、サン＝ドマングでの黒人奴隷の反乱が立法に影響を及ぼ

58）　Saintoyant1931, p.74.
59）　前述のように、ギアナの中核都市である。
60）　Cambacérès1999, p.589.

していることを示唆し、黒人奴隷制のマルティニークにおける維持が、「正しい政策」によるものだとし、「マルティニークの安寧を保障するため」だとして、それを肯定的に評価している。また、カンバセレスは、第一執政〔ナポレオン〕が、植民地を耕作する奴隷の制度がなければ、植民地の存続は考えられず、アフリカ人だけが植民地の耕作の仕事に適していると述べたと記している[61)]。このように、カンバセレスは、ナポレオンの方針を支持しているが、それどころか、カンバセレス自身も植民地奴隷制復興支持派だったとされている[62)]。カンバセレス自身が、前掲回想録で、ナポレオンの黒人奴隷たちへの依怙贔屓を非難したと書いていることが、彼の黒人奴隷観を示している。

護民院議員アデは、この法案に関し、1802年５月19日、護民院で次のように演説している[63)]。

「武運により、いくつもの植民地が大英帝国の主権に服属したが、それは、大革命がこれらの植民地を動揺させていたものの、まだそれらの植民地の状況を混乱させていなかった時代であった。イギリスの統治の下で治安が回復され、それらの植民地は戦争中、繁栄した。しかし、〔アミアンの〕講和条約が、それらの植民地を共和国の支配の下に復帰させ、それらの植民地に様々な法律を与え、そうした法律がそれらの植民地の様々な制度をひっくり返したことによって、それらの植民地の幸福に終止符を打ったことだろう。したがって、それらの植民地は、本国に対してどれほど愛着を持っていたとしても、恐れつつも事件が起こるのを期待したし、状況が違えば、願いを込めて事件が起こるのを早めただろう。これらの植民地がサン＝ドマングの反乱を目の当たりにし、この不幸な植民地〔サン＝ドマング〕をずっと以前からさいなんできた騒擾、そこ

61）　Cambacérès1999, p.629.
62）　Lentz1999, pp.486-487.
63）　Journal1802, p.3 ; Saintoyant1931, pp.74-75.

で流された多くの血が今なお止まることができないでいる騒擾に〔自分たちも〕脅かされていると思い込んでいたのに、こうした〔反乱の発生を願う〕感情をもったとして、それらの植民地をとがめだてたとして、そのような非難は不当だといえようか。」

「本法案を提出することを政府が決定したのは、このようなことを考慮したからである。そして、目下、あなたがたの特別委員会は、私に本法案の審査報告を担当させている。哲学と人間性が求めているのは、〔本法案に対する〕様々な改善であるが、政府はそのような改善を容認することができない。ヨーロッパは一つの大家族であるから、その各構成国は、他の全ての構成国の保存に関係があることに従わざるを得ない。おそらく、ヨーロッパの各構成国は、その繁栄を増大させうることを全て、その国内で行う権利を有するであろう。しかし、各構成国には、この大家族の他の構成国の様々な利益、安息、そして繁栄を危険にさらすおそれのあることは全て禁じられる。

サン＝ドマングが、今日、フランスの商取引に存在しないだけで、もう沢山だ。フランスの商取引が、〔サン＝ドマングのほかに〕我々の他の植民地に期待しうる資源を失うことがないとしてもだ。護民院議員諸君、黒人奴隷制に反対する哲学及び人間性の声がどれほど強く聞こえたとしても、底知れない無知と迷信の闇に今なお埋もれている人々が、賢明さと保存の精神をもって、突然、奴隷の身分から自由へと移行することができる、と君たちは思っているのか。賢明さと保存の精神だけが、数々の成果を確保することができるのだが、最も文明化されたこの国の、最も啓蒙されたこの世紀においてすら、我々は、我々の間に、放恣の過剰及び専制政治の残虐行為と、神聖な権利とを混同する人々を見てきたのだ。」

「黒人奴隷制については、戦争と事情が同じである。長い間、哲学者

たちは、戦争という狂乱を嘆き悲しんできた。戦争という狂乱は、血気盛んな国民を変質させ、その栄光の日々を、殺戮の日々によって数えさせたからである。しかし、こうした人民は全て、自ら戦争を引き起こしたのである。そして、諸々の政府は、この残酷な必然性を嘆きつつ、防戦一方であることを余儀なくされた。戦争を放棄し、武器の製造と使用を放棄し、人々を保護する準備ができている軍隊の維持を放棄する人民の運命とはいかなるものであるか。……釣り合う力の均衡を破ることによって、この共通の慣習〔戦争〕の放棄が他の国々の国民にもたらしうる損害について、それらの国民に対して責任があることにはならないか。そして、自ら、あらゆる災厄に身をさらすことにならないか。……戦争について私が述べたことは、黒人奴隷制にも当てはまる。黒人奴隷制は、博愛主義にどれほどの嫌悪を抱かせようと、ヨーロッパ社会の現実の組織にとっては有益であるし、どんな国民であれ、黒人奴隷制を放棄するならば、他の国々の国民の数々の利益を必ず危険にさらすことになる。……人々に自由を与えるだけでは足りず、人々がそこから利益を得ることができなければならない。法律は、この恩恵を享受するために必要な素質を、魔術的な方法によって彼らに伝達するものではない。法律が彼らに用意してやれるのは、時機であり、時機だけである。……だから、植民地の組織内にこうした変化を準備し、行わせるための配慮だけを時機に任せよう。こうした変化は、人間性が求めるものだが、政治はこれを荒々しく急がせるべきではない。こうした変化は、法律の仕事というよりも、むしろ習俗のなせる業である。それだから、こうした変化は、慣習、個々人の利益、そして全体の利益との調和の中で、現実に、万人の幸福に寄与するものとなる……」。

このように、アデは、黒人奴隷制が戦争や軍事力と同様の必要悪であり、その放棄はフランスだけでなくヨーロッパの国々の利益を害することになるとし、今はまだ黒人奴隷制を放棄すべき時期ではなく、全体の利益を考えつ

つ漸進的に制度の改善を図っていくべきだと主張する。前述のように、マルタンは、アデの発言を引用して、「奴隷制を正当化している」とし、「当時、そうでない人は存在しない」と述べている[64]。

また、ルニョー・ド・サン＝ジャン＝ダンジェリー[65]は、1802年５月20日（共和暦10年花月（フロレアル）30日）の法律案について、同日、立法院で執政政府を代表して趣旨説明演説を行い、その演説の中で次のように述べている。

「少し前まで、我々は植民地を有してはいなかった。勝利が我々に〔アミアンの〕講和条約を与え、講和条約は植民地を全て共和国に取り戻させた。植民地の保持、安寧、繁栄を確保することは、政府が急いで果たさなければならない差し迫った義務であり、それは、植民地の法律の不変の基礎を、正式の法律の上に置くことによって果たされなければならない。

政府は、決定を行う前に、1）共和国の隣国との政治的関係、2）工業、農業、商業上の利益、3）人間性に基づく利益そのもの、及び見識のある博愛をその法律に規定しようと考えた。

政治的な諸関係について、我が国と関係のある諸国は、たいてい、植民地を有しており、植民地を保持し繁栄させることに関心を寄せており、それは植民地から得る様々な利点と釣り合いが取れている、と政府は見なした。……

ヨーロッパ人の手では入り込めない森、未開の沼沢地、野生植物に覆われたままにしていた土地を、肥沃にすることができるのは奴隷の働き手だけである。

自由の国である北アメリカにおいてさえ、そこでは、ペン[66]の子孫

64）　Martin2003, p.22.

65）　ミシェル＝ルイ＝エティエンヌ・ルニョー・ド・サン＝ジャン＝ダンジェリー［Michel-Louis-Etiennne Regnault de Saint-Jean-d'Angély, 1762-1819］。弁護士。ナポレオンのブリュメール18日のクーデターに参加し、国務院評定官となった（Tulard1989, p.1449）。

66）　ウィリアム・ペン［William Penn, 1644-1718］のこと。イギリスのクエーカー教徒であり、

が人間性に基づく権利も、社会的絆の力を生み出した愛情のこもった美徳も尊重してきたが、そこにも奴隷がいる。……

ヨーロッパ大陸の諸国民の利益は、この唯一の耕作の手段〔奴隷による耕作〕を創造し、承認した。諸国民は、この耕作の手段を放棄するならば、必ず、ヨーロッパの勢力均衡における利点を失うだろうし、ヨーロッパにおけるその順位を下げるだろう。……

しかし、政府が決定したのは政治的な考慮によるだけではない。商取引上の利益も重要である。……

本国は植民地と商取引を行い、近隣諸国から独立して存立することができる。本国は、植民地に保護を与えるのと引き換えに、植民地から様々な利益を得ることができ、その利益を独占することができる。本国だけが、その植民地の港から富とその耕作の豊かな産物を引き出すことができ、我々の市場を通して、それらを必要に応じて消費者に提供し、卸売商の投機に提供することができる。

かくして、ボルドー、ナント、ラ・ロシェルの商取引を再び繁栄させることができる。……

人間性は、感傷的な美辞麗句、陳腐な文章のこれ見よがしの誇示にあるのではない。……人間性は、ある人々の運命を興奮して哀れむことを望むものではないし、人類の他の部分を相当ひどい害悪にさらすことによって、特定の人々に疑わしい善を与えることを望むものでもない。……

かつて、かくもさわやかなこの平原、かくも豊かで、豪華で、多くの人々が住んでいたこの国のいくつもの街角、数々の港、数々の河岸に多くの血なまぐさい大殺戮があふれたのは、聖なる人間性の名においてではないだろうか。

---

海軍提督であった父の王室に対する債権に基づき、北アメリカに植民地を建設する特許状を取得し、1682年に植民地を建設してペンシルベニアと名付け、フィラデルフィアを建設した。さらに、ペンシルベニア憲法を制定し、自由で民主的な合衆国の法律の基礎を築いた。

そうではないかもしれないが、この絶望的な災禍を終わらせ、災禍の再来を防ぐ法律が作られたのは、人間性の名においてである。……

革命の間、人々は勢いに乗って歩んできた。人々は、自分が歩む道を測量することはなかった。人々は、理性に身を委ねて立ち止まるよりも、むしろ、熱狂に身を委ね、熱狂に引き回された。人々は、達成しようとする目的を超えてしまった。

しかし、革命は終わったのだから、人々は自分の位置を判断し、歩んできた道を測りなおすべきである。賢明さとは、過去を顧み、我々に刻印を記した地点に戻ることにある。

おそらく、後退することは、必要であり、正義にかなったことであり、名誉あることである。したがって、共和国は、三年前から無秩序によって蕩尽され、外からは近隣諸国の全てによって脅かされ、国内ではあらゆる災禍のいけにえとなったが、今日では、平和になり、勝利を収め、休息、平和、秩序、安定、幸福、真の栄光へと後退した。かくして、自由と平等、平和と希望は我々のもとに留まっている。だから、立法院議員諸君、君たちは、今投票しようとしている法律の助けによって、この最も強力な農業国の国民が、その商業及び工業によっても強力になるのを見ることができる。そのとき、この国の国土防衛力は、海軍力と結びついて、その支配ではなく休息を保証し、不安にさせるのではなく、一切の不安を取り除くので、君たちは、世界の平和が続くことを確信するだろう」[67]。

このように、ルニョー・ド・サン＝ジャン＝ダンジェリーは、革命が終わり、秩序の回復、産業の復興が求められており、そのためにも、また、対外的に優位に立つためにも、植民地における産業の復興が有益であり、植民地の過酷な気候風土のもとで労働し、生産活動を行うためには奴隷が労働力と

67）　Regnault de Saint-Jean-d'Angely, Discours sur le projet de loi relatif aux colonies, séance du 30 floréal an 10, Corps législatif, Lyon, 1802, pp.1-8（専修1998・281－288頁）.

して必要であって、奴隷制を安定的に運用するためにこの法律の制定が不可欠であると説いている。奴隷制を廃止すると、ヨーロッパにおけるフランスの序列を下げることになると危惧しているのは、当時、まだ植民地奴隷制を廃止していなかったイギリスを念頭に置いた陳述であろう[68]。

但し、国務院評定官の中には、奴隷制の復興に消極的な者もいた。当時、国務院評定官であったティボードーの回想録によれば、1803年３月12日、国務院で、植民地に、「農業会議所［Chambres d'agriculture］」という名称の入植者のための一種の諮問評議会を設置し、入植者に一定の自治権を認める案が討議された際、国務院評定官トリュゲ[69]は、植民地に不和の種をまいているのは入植者であり、むしろ入植者をしっかりと統治すべきだとして反対した。この発言は、奴隷制が法律上廃止された植民地においても、入植者らが奴隷を事実上使用していて、対立や暴動が起こっていたことをうかがわせるし、国務院評定官の中にも奴隷制の復興に異論を唱える者がいたことを示している。これは、そのような人は当時存在しなかったとするマルタンの主張[70]に対する反証となりうる。

しかし、トリュゲに対し、ナポレオンは次のように反論した。

> 「トリュゲ氏よ。もし、君が、エジプトに来て[71]、我々に黒人又はアラブ人の自由を説いたなら､我々は君をマストの上方に吊るしただろう。あらゆる白人が残忍な黒人に引き渡されたのに、被害者は不満足であるということは望まれてさえいない。何ということだ。もし、私がマルテ

68）　イギリスの植民地奴隷制については、ウィリアムズ2020を参照。

69）　ロラン・トリュゲ［Laurent Jean-François, comte de Truguet, 1752-1839］。海軍軍人であり、フランス海軍提督、海軍大臣、スペイン大使、国務院評定官等を歴任した。熱心な奴隷制廃止論者である（Lentz1999, p.486）。

70）　Martin2003, p.22.

71）　ナポレオンの1798年のエジプト遠征を念頭に置いている。当時、トリュゲはスペイン大使だったが、ナポレオンのエジプト遠征と同じ頃、クーデターで失脚し、オランダに亡命したから、エジプト遠征には参加していない（Martineng1899, p.87）。

ィニークにいたならば[72]、イギリス人に味方しただろう。なぜなら、何よりもまず、イギリス人の命を救わなければならないからだ。私が白人に味方するのは、私が白人だからだ。それ以外に理由はないし、それで十分な理由になる。いったいどうして、アフリカ人に自由を与えることができようか。アフリカ人は、文明を有しておらず、植民地が何であるか、フランスが何であるかも知らないのだ。全く簡単なことだが、黒人の自由を望んだ人々は、白人の奴隷制さえも望んでいるのだ。それでも君は、国民公会の多数派が、自分たちがしていることが何であるかを知っており、植民地のことに精通していたならば、黒人に自由を与えたというのか。おそらくそうではない。〔黒人に自由を与えた場合の〕結果を予見することができた人はほとんどいなかった。人間性（人情）という感情は、空想に関しては常に強い。しかし、今では、なおこの原則に執着するなら、そこには誠意はなく、自惚れと偽善しかない」[73]。

この言葉に、一種のレイシズムがむきだしになっている[74]。但し、ナポレオンは、これ以前のナポレオンの諸文書から評価すると、内外の政治経済状況を考慮して政策決定を行ったとみるべきであり、奴隷制復興をナポレオンのレイシズムだけに帰着させることには慎重でなければならないだろう。

植民地奴隷制の復興には、ナポレオンの妻ジョゼフィーヌ[75]も寄与していたと指摘されている。ジョゼフィーヌは、マルティニーク出身のクレオール[76]であり、その母は大革命時にはまだマルティニークに住んでいた。ナ

72）　アミアン条約締結前、イギリス占領下のマルティニークに自分がいたならば、という意味である。

73）　Thibaudeau1834, pp.319, 323 et 324.

74）　浜2003・147－150頁は、ナポレオンのレイシズムを強調する。

75）　ジョゼフィーヌ［Joséphine］は通称であり、本名は、マリー＝ジョゼフ＝ローズ・タシェ・ド・ラ・パジュリー・ド・ボーアルネ子爵夫人［Marie-Joseph-Rose Tascher de la Pagerie, vicomtesse de Beauharnais, 1763-1814］。その父はブロワの無名貴族であったが、財産を作るため、マルティニークの農地の管理人となった。

76）　植民地生まれの白人。

ポレオンは、マルティニークの受けた様々な損害や経済破綻、無力な現地政府の下での無秩序状態の継続をジョゼフィーヌの親族から知らされており[77]、ジョゼフィーヌは植民地のプランテーション経営者の不満を代弁していたとされる[78]。

ナポレオンがセント＝ヘレナに流された後、同行したラス＝カーズ[79]が執筆した『セント＝ヘレナ覚書』には、植民地政策を失敗だったとするナポレオンの述懐が次のように記されている。

> 「私は、執政政府時代のこの植民地〔サン＝ドマング〕に関する企てを自戒しなければならない。この植民地を武力によって服従させようとしたことは重大な誤りだった。私は、この植民地をトゥサン〔＝ルヴェルチュール〕[80]を介して統治することで満足しなければならなかった。イギリスとの講和は、まだ十分に樹立されていなかった。私がこの植民地を服属させたことによって獲得した領土の財産は、我々の敵を豊かにしただけであった」[81]。
>
> 「サン＝ドマングへの遠征は、私が犯した最大の誤りの一つである。このことを私にさせたのはジョゼフィーヌである」[82]。

もっとも、ラス＝カーズは、ナポレオンの言葉に添えて、こう書いている。

---

77）　Saintoyant1931, p.57.

78）　Viard1931, p.5.

79）　エマニュエル・ド・ラス・カーズ伯爵［Emmanuel, comte de Las Cases, 1766-1842］。作家。セント＝ヘレナに流されたナポレオンに同行し、18か月そこに滞在し、ナポレオンの言葉を書き留め、1823年に『セント＝ヘレナ覚書［Mémorial de Sainte-Hélène］』として出版した。この作品は、ナポレオン伝説を広めることに寄与した。

80）　トゥサン＝ルヴェルチュール［François Dominique Toussaint-Louverture, 1743-1803］。解放奴隷で、ハイチ革命の指導者。浜2003・127－174頁参照。

81）　Las Cases1956, p.769.

82）　Las Cases1956, p.1175.

「皇帝は、入植者たちの不平に心をとらえられた国務院と大臣らの意見に譲歩したに過ぎない。入植者たちは、パリで大きな党派を形成し、しかも、ほとんど全てが王党派であり、イギリスの徒党に良心を売り渡した者たちであった」[83]。

浜忠雄は、トゥサン＝ルヴェルチュールを介してサン＝ドマングを統治するよう、ナポレオンに進言したが、ナポレオンはききいれなかったとするジョゼフィーヌ自身の証言を引用しているので[84]、ジョゼフィーヌの植民地政策への関与の内実は不明であるが、経済面での復興を望む植民地のロビー勢力があり[85]、ナポレオンがその声を無視することはできなかったというのが実情であろう。

なお、マルタンは、民法典、政教条約の制定と奴隷制の復興が同時期になされていることを強調し、それらの関連性を指摘するが[86]、植民地を一括して取り扱っていることには注意が必要である。上述したように、植民地の状況に応じて、奴隷制の採否について異なる施策がなされていることを軽視してはならない。

さて、1802年５月20日の法律を受けて、同年７月２日（共和暦10年収穫月（メシドール）13日）に、「黒人、ムラート[87]、又はその他の有色人種に対する、共和国の〔ヨーロッパ〕大陸の領土への将来の入国禁止に関する執政アレテ」[88]が公布された。このアレテは次のとおりである。

共和国執政らは、海軍・植民地大臣の報告に基づき、国務院の了解の

83）　Las Cases1956, p.769.
84）　浜2003・158－160頁。
85）　Lentz1999, pp.484-488.
86）　Martin2003, pp.14-15, 208-209, 214-215; Martin1985, p.118; Martin1982, pp.616-617.
87）　中南米で、白人と黒人の混血を指す呼称。
88）　Arrêté Consulaire, portant défensès aux Noirs, Mulâtres, ou aux Gens de couleur de l'un et de l'autre sexe, d'entrer à l'avenir sur le territoire continental de la République, du 13 messidor an X（à juillet 1802）, dans Durand-Molard1811, pp.479-480; Bulletin9, p.361;Bonjean6, p.435.

もとに、以下のことを布告する。

第１条 外国人は全て、黒人、ムラート、又はその他の有色人種を、その性別の如何を問わず、共和国の〔ヨーロッパ〕大陸の領土に連れてくることを禁止される。

第２条 黒人、ムラート、又はその他の有色人種であって、主人に仕えていない者は全て、その性別の如何を問わず、何らかの理由があったにせよ、海軍・植民地大臣の許可がない限り、将来、共和国の〔ヨーロッパ〕大陸の領土に入国することも、同様に禁止される。但し、それらの者が属する植民地の司法官の特別の許可を受けている場合、又は、それらの者が植民地に属していない場合は、この限りではない。

第３条 黒人又はムラートであって、本アレテの公布後に、前条所定の許可を受けずに、共和国の〔ヨーロッパ〕大陸の領土に入り込んだ者は全て、逮捕され、勾留されたうえで、国外追放される。

第４条 海軍･植民地大臣は、本アレテの執行を担当する。本アレテは、官報に掲載されるものとする。

後述のように、民法典の共和暦８年草案に関する護民院の1801年12月16日の会議で、シャザルは、黒人奴隷がフランス本国に入国した場合に、奴隷の身分から解放されるべきだと主張したが、このアレテによって、黒人、ムラート、又はその他の有色人種が、奴隷であれ自由人であれ、フランスに入国すること自体が禁止された。このアレテにも、三人の執政（ボナパルト、カンバセレス、ルブラン）が、海軍・植民地大臣の報告に基づき、国務院の了解のもとに、布告したと記されている。

## 2.　民法典の制定・施行と奴隷制

奴隷制の復興と同じ頃、民法典の制定作業が行われている。奴隷には権利能力が認められないので、民法典において人の権利能力を規定するのであれば、民法典制定と奴隷制の復興とが矛盾する可能性が生じる。この点について、カルボニエは、民法典を植民地には適用しないという仕方で、人の権利能力の平等原則に対する重大な例外が設けられたと述べている[89]。そこで、民法典の立法過程における奴隷制に関連する議論を検討したうえで、植民地における民法典施行と奴隷制復興の関係を見ることにしよう。

まず、民法典第１編「人」第１章「私権の享有及び喪失」についての立法過程の議論を見てみよう。

1801年７月25日（共和暦９年熱月（テルミドール）６日）、国務院において、共和暦８年の民法典草案における以下の条文[90]の討議がなされた。

第１条　フランス人を父としてフランスで生まれた人は全て、フランスの民法から生ずるあらゆる権利を享有する。但し、以下に示す理由によって、その者がそれらの権利を行使する権利を喪失した場合は除く。

第２条　祖国を捨てなかったフランス人を父として外国で生まれた子は全て、フランス人である。

第３条　①祖国を捨てたフランス人を父として外国で生まれた者は、フランスに住居を定めたい旨の意思表示をすることによって、常にフランス人の身分を回復することができる。

②この意思表示は、その者が再び居を定める市町村に登録されなければならない。

89）　Carbonnier1995, p.208.

90）　Fenet2, p.8-9.

第４条　私権の行使は、市民の資格とは独立である。市民の資格は、憲法に従ってはじめて取得され、保持される。

討議において、起草委員のトロンシェは、第１条に関して、人の身分に関するもの全てを決定するのは場所である、と述べている。また、ポルタリスは、フランスで生まれた子を全てフランス人と宣言することには何の不都合もないと指摘している。そして、第一執政ボナパルトは、この原則を投票にかけ、採択されている[91]。

ここでは奴隷制には言及されていないが、植民地で生まれた者や植民地の住民については、別の規範が妥当する（それらの者は当然にフランス人としての身分を取得するわけではない）ことが示唆されている。

その後、1801年８月２日（共和暦９年熱月（テルミドール）14日）の国務院の会議で、第１条は、「全てのフランス人は、フランスの法律から生ずる私権を享有する。」と修正されて提出され[92]、その後、立法院に提出され、護民院に公式送付された。

護民院では、議員シメオン（ポルタリスの義兄）が私権の享有に関する検討を担当した。シメオンは、1801年12月16日（共和暦10年霜月（フリメール）25日）、護民院の会議で、植民地は本来の意味でのフランスではないが、入植者［colon］は、フランス人であって、常にフランス人としての私権を享有すると述べた[93]。シメオンも、奴隷に言及してはいないが、「植民地は本来の意味でのフランスではない」と述べつつ、入植者を例外的に取り扱っているから、奴隷が私権の享有主体としての人から排除される余地を残している。

護民院の同日の会議で、議員グルニエは、前出の共和暦８年憲法91条の「フランス植民地の制度は、特別法により定められる」という文言は、植民地の住民の権利に関する疑念を生じさせるのではないかと問い、植民地の住民が

91）　Fenet7, p.7.
92）　Fenet7, p.24.
93）　Fenet7, p.167.

フランス人であることには異論の余地がないように思われるから、彼らは全ての私権を享有するべきであり、「全てのフランス人」という文言には植民地の住民［habitans des colonies］も含まれると述べる[94]。グルニエは、「入植者」ではなく「植民地の住民」という表現を用いているから、「植民地の住民」に奴隷を含めて考え、奴隷の権利能力を承認する見解に立っている可能性がある。

護民院の同日の会議で、議員シャザルは、第１編「人」第１章「私権の享有及び喪失」に関する民法典草案に対する全面的な反対意見を述べ、まず、「フランス及びフランスの植民地で生まれた全ての個人はフランス人である」という独自の条文案を提出し、植民地は、本来の意味でのフランスではないが、フランスの一部を成すとする[95]。次に、最重要条文として、次の第13条を提示する。

> 第13条「外国人は、フランスにおいて、当該外国人が属する国の法律又は条約によってフランス人に現在又は将来において付与される権利と同じ権利を享有する」。

シャザルは、第13条は外国との相互性（互恵性）による規定であるとし、それに加えて、自然法に依拠した説明を次のように行う。

> 「私が主張するのはこういうことである。一国は、一個人と同様に、好きなように、よそ者にその門戸を閉ざすことができる権利を有するこ

94）　Fenet7, p.240. ジャン・グルニエ［Jean Grenier, 1753-1841］。総裁政府時代に五百人会議員となり、執政政府時代に護民院議員となる。1807年に護民院が廃止されると、リオン控訴院検事総長となり、王政復古期も留任する。七月王政の下で上院議員（Tulard1989, p.841）。

95）　Fenet7, p.346. ジャン＝ピエール・シャザル［Jean-Pierre Chazal, 1766-1840］。ガール県選出国民公会議員。ルイ16世の死刑に賛成票を投じたが、執行猶予を望んだ。ジロンド派に近く、一時潜伏。総裁政府時代に五百人会議員に選出された後、ブリュメール18日のクーデターに協力して護民院議員となるが、民法典に反対したため護民院から排除され、オート＝ピレネー県知事、オート＝アルプ県知事等を歴任（Tulard1989, p.414）。

とには異論の余地がない。しかし、その国が外国人をその懐に受け入れたならば、当該外国人が人間性に基づく自然の普遍的な権利を享有することを禁ずることは許されない。私の思い違いでなければ、我々が私権と呼ぶものは全て、そのようなものである。なにしろ、私権はそのようなものであるし、少なくとも我が国では、成文化された自然権とまでは言えないとしても、そのようなものでありうるのではないだろうか。自然権は、成文化されたものであろうとなかろうと、どの国においても万人に帰属する。我々の見解では、外国人は人である。外国人が我が同胞に対して残忍であるか否かということは問題ではない。では、我々が、我々の同胞に対して残忍であることは道理にかなうことだろうか。我々の同胞の大半は、奴隷であれ臣民であれ、その主人や長に危害を加えていないのだから。我々が、利益も顧みず、恥ずべき蛮行の応酬を行い、無分別に振舞うことも、道理にかなうことだろうか」[96]。

シャザルは、演説の最後に、かつてのフランス王国の旧法の格率（「フランスは自由の地である。奴隷は、フランスに入国すると自由になるのであり、たとえ、主人がその奴隷を必要としても、その奴隷を取り戻すことはできない。」）[97]を引用し、この規定は民法典の人の章に必要であるとする。すなわち、世界にはまだ数多くの奴隷がいるのであり、フランスはそれらの奴隷のための自由の地となるべきだとする[98]。

この結びの言葉と、「フランス及びフランスの植民地で生まれた全ての個人はフランス人である」という条文案とを総合すると、シャザルは、奴隷のフランス本国への入国を容認し、入国すれば自由人になることができる旨を

96）　Fenet7, pp.347-348. この演説の末尾で、シャザルは、大革命におけるフランス人同士の残虐行為の連続を想起させているのだと思われる。

97）　ロワゼルの法格言「本王国〔フランス王国〕においては万人が自由である。奴隷は、この国〔フランス王国〕の国境に達して洗礼を受けるや否や、解放される。」（Loysel1846, tome 1, p.38, Liv.1, t.1, VI.）に依拠している。

98）　Fenet7, p.352.

主張しているだけでなく、植民地の奴隷制の復興に反対しているようにさえ見受けられる。だとすれば、民法典の立法に当たった人々の中に奴隷制の復興に反対する人は一人もいなかったというマルタンの見解に対する有力な反証となりうる。

護民院では、他にも民法典草案への反対意見が続出し、1802年１月１日（共和暦10年雪月（ニヴォーズ）11日）の会議で審議を終結し、採決により民法典草案を否決した[99]。ナポレオンは法典編纂作業を1802年６月26日まで中断し[100]、その間、護民院の改選時にシャザルのような反対派議員を排除する[101]ほか、護民院への非公式通知という手続で正式提案の前に法案を提示し、適宜修正して内諾を得ておくことで否決を防ぐという方法で、民法典の制定を目指した[102]。したがって、護民院が奴隷制の復興に反対しなかったとするガローの見解は、少なくとも、このように反対派議員の排除によって護民院が粛清される以前の時期については、妥当しないと思われる。また、法典編纂作業が1802年６月26日に再開される前に、前述のように植民地奴隷制を復興する1802年５月20日の法律が制定された。

政府の最終草案では、共和暦８年草案の第４条（「私権の行使は、市民の資格とは独立である。市民の資格は、憲法に従ってはじめて取得され、保持される」）が第１条となり、第２条は、「全てのフランス人は私権を享有する。」と規定していたが[103]、これらは条文を繰り下げてそれぞれ民法典第７条、

99）　Fenet7, p.590.

100）　Fenet7, p.591.

101）　ナポレオンは、執政カンバセレス及びルブラン宛ての1802年１月21日付の書簡で、「護民院の邪悪な20人の議員が取り除かれるよう十分注意を払うように。ティエス、シャザル、シェニエ、そしてガラのような議員が護民院にいる限り、私はいかなる法案も提出しはしないということを、君たちはきっと断言できるはずである」と書いている（Napoléon2006, p.892）。共和暦８年憲法（1999年）27条は、護民院議員が毎年五分の一改選される旨を規定しており、この改選という手続によって、シャザルは同年３月、護民院から排除され、オート＝ピレネー県知事に任命された（Napoléon2006, p.1329）。

102）　岡本1992・304頁。民法典草案第１章「人」に関する護民院への非公式通知の経緯については、Cf. Fenet7, pp.591-605.

103）　Fenet7, p.621.

第８条となり、民法典の人に関する章は、1803年３月18日（共和暦11年風月（ヴァントーズ）27日）に審署されることになる[104]。

1804年３月10日（共和暦12年風月（ヴァントーズ）19日）、国務院の会議で、ビゴー・ド・プレアムヌーが、これまで制定された民法の各章に関する単行法律を民法典という名称の法典に統合することを提案した[105]。これに対し、第二執政カンバセレスは、法典の名称を「フランス人の民法典」とすることを提案し、このカンバセレスの提案が採択された[106]。その後、護民院への非公式通知の手続を経て、同年３月17日（共和暦12年風月（ヴァントーズ）26日）、名称を「フランス人の民法典」とする法典が国務院で最終的に採択された[107]。ポルタリスは、同年３月19日（共和暦12年風月（ヴァントーズ）28日）、立法院で、「民事に関する諸法律をフランス人の民法典という名称のもとに統合する法案」の理由説明を行った[108]。その中で、ポルタリスは、「我々は、もはや、プロヴァンス人でも、ブルターニュ人でも、アルザス人でもなく、フランス人なのである」と述べている[109]。ポルタリスが挙げているフランスの地方名は例示であるとはいえ、植民地の地名が挙げられていないことは何を意味するのか。黒人奴隷を含む植民地人は、当然にフランス人となるわけではない（したがって、「フランス人の民法典」の適用が当然になされるわけではない）ということを含意しているのではなかろうか。

民法典は1804年３月21日に公布されるが、その直前の同年２月１日、民法典の一部を成す夫婦財産契約に関する草案が、立法院から護民院に送付され、同年２月９日、護民院で議員デュヴェイリエが報告演説を行った。彼は、その中で奴隷制に言及している。

104）　Fenet7, p.652.
105）　Fenet1, p.LXXXII.
106）　Fenet1, p.LXXXV.
107）　Fenet1, p.LXXXVIII.
108）　Fenet1, pp.XCI-CIV.
109）　Fenet1, p.CII.

「ローマ法上の制度〔嫁資制〕と慣習法上の制度〔共通財産制〕という、この二つの制度の競合は、それらがフランス人の婚姻に対する影響を分かち合っていたのと同じくらい古くからものである。……奴隷自身が、奴隷とは別の生き方の未知の甘美さよりも、生まれながら鎖につながれている方を好むということが正しいとしたら、この二つの法律の様式については、公平な精神が合理的に同程度の利点と難点を分配することができるが、慣習だけが、そのいずれを選択するかを決定する高圧的な認可書であることに驚いてはならない」[110]。

マルタンは、この箇所の「奴隷自身が、奴隷とは別の生き方の未知の甘美さよりも､生まれながら鎖につながれている方を好む」という部分を抜粋し、民法典の立法者らが、奴隷制を、その実情も知らずに無邪気に肯定している事実を示す一例として挙げている。確かに、上記のような表現を用いていること自体が､奴隷制容認の態度を示しているといえるかもしれない。しかし、ここでは、夫婦財産制をどのように制度設計するかが議論されていて、デュヴェイリエは、どの制度を選択するかの決定に際し、慣習が大きな役割を果たすと主張し、その説明のための比喩として､「奴隷自身が、奴隷とは別の生き方の未知の甘美さよりも、生まれながら鎖につながれている方を好むということが正しいとしたら」という仮定を用いているのだから、マルタンのような引用の仕方は誤解を招く。もっとも、奴隷の隷属状態を比喩に用いること自体がレイシズムによるもので、不適切であるという批判はありうる。

民法典公布から１年以上後の1805年11月７日、マルティニークへの民法典の公布に関する植民地アレテが公布された。植民地アレテの条文の前に、植

110）　Fenet13, p.700. オノレ＝ニコラ＝マリー・デュヴェイリエ［Honoré-Nicolas-Marie Duveyrier, 1753-1839］。弁護士。大革命時に亡命。1796年に帰国し、1797年にイタリア遠征軍の野戦病院の管理官となる。護民院議員となり、特別裁判所の設置、民法典制定、終身執政の制定について、概ね政府の見解に沿った発言をする。1807年に護民院が廃止されると、モンペリエ控訴院院長となる（Tulard1989, p.637）。

民地政府を構成する三人の司法官（総督、知事、司法大臣）が行った以下の報告が置かれている。

「皇帝陛下は、フランスにおいて制定された民法典の数々の利点を植民地に享受させたいと考え、海軍大臣閣下を介して、民法典を植民地に伝えさせ、民法典を植民地において施行させるという命令を伝えた。しかし、公正かつ賢明なフランス政府は、民法典が、いくつかの点で、植民地の数々の利益に反する可能性があることに気付いた。そこで、この賢明な洞察によって、フランス政府は、有益な場合にのみ民法典を適用し、植民地に適合しないような規定の全ての施行を停止することを植民地に許可した。

したがって、今日、皇帝陛下の意図に沿うことと、民法典を公布するにあたって､その施行が停止又は修正されるべき規定を指示することは、我々の義務である。

そのことに関して、次の点を考慮した。いつの時代にも、植民地においては肌の色の区別があることが知られていること、この肌の色の区別は、奴隷を持つ国においては不可欠なこと、当該国において白人階級と解放奴隷階級又はその子孫との間に常に存在した境界線を維持することが必要であること、この身分と肌の色の区別は、様々な地方の法律を生み出したのであり、そのような法律の維持と保存が同様に必要であること。……」

こうして、植民地アレテを制定するにあたって考慮した要素が列挙された後、アレテの条文が掲げられている[111)]。そのうち、第１条～第３条及び第７条を以下に掲げる。

111）　Arrêté Colonial, concernant le promulgation du Code civil, à la Martinique, du 16 brumaire an XIV（7 novembre 1805）, dans Durand-Molard1814, pp.75-79. Antilles1862, p.79.

第１条　民法典、すなわち、ナポレオン法典は、フランスにおいて、旧法に取って代わったが、以下の諸規定によって暫定的に失効するか、又は修正されることのない規定全てについて、マルティニークにおいても同様に旧法に取って代わるものとする。

第２条　ナポレオン法典は、民法典と置き換えられる法律と同様に、本質的に植民地体制を構成する数々の差別を伴って、植民地において採用される。それゆえ、奴隷の身分、解放奴隷の身分、及び彼らの子孫の身分、白人階級と他の二つの階級の間に常に存在した境界線を規律した法律の全て、そして、こうした差別の結果として作られた法律は維持される。

第３条　民法典のうち、婚姻、養子縁組、非嫡出子の認知、父母の相続における非嫡出子の権利、遺言又は贈与によってなされた恵与、非公式の後見又は選定後見に関する規定は、植民地においては、白人と白人の間、解放奴隷又は解放奴隷の子孫の間においてのみ適用される。但し、直接的であれ間接的であれ、こうした規定を、相異なる階級の人々の間で適用することはできない。そして、相異なる階級の間では、当該階級の人々は、出生証書、婚姻証書、そして死亡証書について、民法典の規定に従う義務を負うものではない。

第７条　民法典は、効力が停止されていないか、又は、修正されていない規定の全てについて、本オルドナンスの登録の日から八日後に、全ての植民地において法律として施行されるものとする。

このように、マルティニークでは、奴隷制が維持され、奴隷制と抵触する民法典の規定は施行されないこととされた。

グアドループでは、有色人種の抵抗運動がおこるが、ナポレオンが派遣したリシュパンスにより鎮圧され、1802年７月16日にアレテが布告される。このアレテは、有色人種の市民権を剥奪し、他の島から来た有色自由人の追放

を命じており、奴隷制を事実上復興するものだとされる[112]。グアドループには、1805年10月29日（共和暦14年霧月（ブリュメール）７日）のアレテによって、同年11月９日（霧月（ブリュメール）18日）[113]に民法典が施行された。すなわち、グアドループの政府を構成する三人の司法官（総督、植民地知事、司法委員）は、ナポレオンの命令に基づき、民法典をどのように施行するかを審議し、その審議結果を司法委員ベルトリオが、同年10月11日、グアドループの主都バス・テールの控訴院で報告した[114]。その中核部分を次に掲げる。

「海軍・植民地大臣閣下は、一般急送公文書により、本植民地の三人の司法官に、皇帝陛下の慈悲深い意図を伝えた。皇帝陛下は、三人の司法官が、自らグアドループに適用しうると考えるフランス民法典の規定の全てを、グアドループにおいて施行させること、その際、当該司法官らが植民地体制に反すると判断する諸規定を民法典から取り除き、様々な障害に遭うと当該司法官らに思われる諸規定を停止する権限を、当該司法官らが有することを望んでおられる。……これらの命令が送達されて以降、当該命令の内容は、三人の司法官の考察と黙考の特別の対象となった。私は、今日、総督、植民地知事、及び私の名において、我々が採択した審議結果をあなた方に伝達することにしよう。

我々が絶えず拘束されており、そこから決して離れてはならない第一の原則とは、フランス民法典の公布は、1789年に存在しており、共和暦11年以降再び効力を生じることになった、いわゆる植民地体制を損なうべきものではない、ということである。

この植民地体制は、本質的に、植民地に住む白人、解放された有色人種、奴隷の有色人種という三階級の区別に基づく。

---

112）　Niort2007, pp.42-43.

113）　やはり、ナポレオンのブリュメール（霧月）18日のクーデターへのオマージュから、この日が選ばれたと思われる（Niort2007, p.82）。

114）　Antilles1862, pp.63-77.　グアドループの政府が、総督、植民地知事、司法委員という三人の司法官（及びその部下）から成ることについては、前掲注49）参照。

この基本的な区別は、法律、規則、法律の効力を獲得した慣習によって設けられたものであり、このような法律、規則、慣習はしっかりと保持されるものとする。

白人階級は、政治的民事的に植民地を形成する唯一の階級であり、彼らがグアドループの肥沃な土地を開発し、耕作して以来、享有してきた数々の権利及び特権を常に享有するものとする。……

第三階級〔奴隷〕は、現在効力を有する植民地の旧法によって規律され続けるものとする。黒人法典と呼ばれる1685年の勅令は、それに引き続く諸規則や慣習によって修正されたが、〔修正された〕その最後のこの土地の法典が維持され、より強力に施行されるものとする。我々は、奴隷制以前の人間性に基づく法律については語らないこととする」。

ベルトリオは、こうした基本原則を述べた後、民法典各編の規定の施行について、具体的な方針を述べる。例えば、第１編「人」は、全体として、植民地のあらゆる階層の白人に適用されるから、その第１章「私権の享有及び喪失」も白人階級に適用されるとする。こうした基本原則に基づき制定されたのが、次に掲げる、「グアドループにおけるナポレオン法典の公布に関する共和暦14年霧月（ブリュメール）７日（1805年10月29日）のアレテ」である[115]。

第１条　共和暦14年霧月（ブリュメール）７日、ナポレオン帝政第３年、フランス民法典は、本植民地及び属領において公布されるものとする。この公布は、諸市の警察署長、諸町村や地区の主要な街区の警察指揮官によって、可能な限り厳粛に行われるものとする。

第２条　民法典は、公布の日から施行されるものとする。但し、バス・テールの第一審裁判所の司法補助吏及び司法官が招集された葡萄月（ヴァンデミエール）の特別期日に控訴院に伝えられた本植民地の三人の司法官の前掲審議結果に含まれる条項、修正、制限、停止はこの

115）　Antilles1862, p.78.

限りではない。

第３条　この審議結果は、三人の司法官のアレテの効力を有するものとする。これは、印刷され、控訴院及びその他の裁判所の書記に提出される民法典の各部に付属するものとされ、民法典の諸原則及び諸条項の施行における規範として役立ち、本国によってそれと異なる命令が出されるまで、その内容で施行される。

ギアナにおいては、1803年４月25日（共和暦11年花月（フロレアル）５日）の規則によって、奴隷制の復興が公式に認められた[116]。その後、1805年９月23日（共和暦14年葡萄月（ヴァンデミエール）１日）のオルドナンスによって、民法典が施行されたが、いくつかの規定は修正され、白人、解放奴隷である有色人種、奴隷である有色人種の間の差別、奴隷制は維持された[117]。本オルドナンスの規定の一部を以下に掲げておこう。

第６条　婚姻は、白人同士、又は有色人種同士でしか行うことができないものとする。

第７条　非嫡出子の認知は、白人である子のためには白人の父又は母によってしかすることができず、有色人種の子のためには有色人種である父又は母によってしかすることができないものとする。

第８条　養子縁組もまた、同じ肌の色の個人間でしか行うことができないものとする。

第９条　非公式の後見、すなわち、養子縁組の効果を一切付与しない後見、いわば、補助についても同様である。

第12条　白人によって有色人種である個人に対してなされた一切の生前贈与、又は、包括遺贈若しくは特定遺贈は全て、無効であると

116）　Niort2007, p.274.

117）　Ordonnance du gouvernement de la Guiane française, portant promulgation du Code civil avec des modifications, dans Bulletin10, pp.474–476. Niort2007, p.272.

宣言される。

第13条　但し、政府の承認は別として、奴隷に自由を与えることや、忠実な下僕に扶養料を与えること、又は、満15歳以上の有色人種の未成年者のために職業訓練の費用を支払うことを目的とする遺言条項はこの限りでない〔無効ではない〕。

上記のマルティニーク、グアドループ、ギニアにおける民法典施行に共通する特徴として、黒人を含む有色人種を奴隷と解放奴隷に分け、白人、解放奴隷、奴隷の三階級の法的地位の区別を設けている点が挙げられる。白人対黒人奴隷の二項対立の図式にするのではなく、白人以外の有色人種を二階級に分けているのは、有色人種の間に分断を作り出し、少数派の白人が容易に支配を確立しうるようにする方策ではないだろうか。

さて、ナポレオンは、1804年５月18日の元老院決議に基づき、皇帝に就任し、戦勝を重ねて、フランスの領土を拡大し、属領を増やしていく。1805年のアウステルリッツの三帝会戦でオーストリア・ロシア連合軍に勝利し、1806年にはオランダ王国を建設し、フランスの保護下にライン同盟を成立させ、1807年７月にはワルシャワ大公国を成立させる。そして、1807年９月に、民法典の名称を「フランス人の民法典」から「ナポレオン法典」に変更させる。この民法典の名称変更について、フネは、「民法典の審署からほどなくして、帝政が共和政に取って代わった。この変化は、『第一執政、政府、共和国、国民等』という表現を、『皇帝、帝国、国家等』といった表現と取り替える必要を生じた。それゆえ、ナポレオン・ボナパルトは、この法典〔民法典〕の新たな版を布告させようと思った。ナポレオンは、民法典を自分の栄光の最も美しい記念碑だとみなし、それに自分の名を付けたいと思った」[118] と述べる。帝政への移行に伴い、民法典の様々な規定をそれにふさわしい表現に修正するデクレが1807年８月22日に国務院で布告され、同日、そ

118）　Fenet1, p.CXVIII.

れは護民院に伝達され、護民院は同月24日にその審査を行った[119]。護民院は、ごく僅かな修正意見を付したほかは、デクレを承認して国務院に移送し、ナポレオンの命により最終法案が立法院に付託された[120]。ビゴー・ド・プレアムヌーは、立法院で「民法典の審署以後、皇帝政府が執政政府に取って代わった。民法典はフランス人の特別法であったが、ヨーロッパの一部を成す様々な国民の普通法となった。」、「民法典の施行が国境内に限られているときは、『フランス人の民法典』という名称で十分であった。しかし、この法典が他のいくつもの国民の間に普及したとき、各国の法律を特徴づけるにふさわしい名称を付与することが必要となった。」と述べ、名称をナポレオン法典とすることを提案した[121]。立法院はこのデクレを同年９月３日に採択した。以後、1814年まで、民法典はナポレオン法典と呼ばれることになる[122]。

上記のビゴー・ド・プレアムヌーの立法理由に示されているように、民法典が植民地において施行された時には、（それは帝政移行後だったにもかかわらず）民法典の名称変更はなされず、「フランス人の民法典」という名称で十分だとされている。ところが、ヨーロッパの属領が拡大すると、名称変更がなされたということは、ナポレオン（ないしその政府）が植民地をヨーロッパ諸国よりも低く見ていることを意味する。まして、政府が「フランス人の民法典」というとき、植民地の黒人奴隷を「フランス人」の範疇に含めていたのかは疑わしく、むしろその存在を視野の外に置いていたのではないかと思われる。

## 結びに代えて

以上のように、本稿では、執政政府時代のフランス植民地における奴隷制

119）　Fenet1, p.CXVIII.
120）　Fenet1, p.CXIX.
121）　Fenet1, pp.CXIX-CXXXIII.
122）　Fenet1, pp.CXXXIII-CXXXIV.

の復興の過程を検証した。「民法典を作った人々……の誰一人として、奴隷制の復興に抗議しなかった」というマルタンの言葉は不正確である。また、フランスの植民地は、その地理的状況（本国からの距離、近隣諸国との関係、気候風土）、政治状況の点で多様であるから、奴隷制の帰趨も植民地ごとに異なっており、植民地奴隷制を一括して扱うことには慎重であるべきだと思われる。マルタンは、奴隷制の存続・廃止を、その背後にある政府当局者の気質、心性という観点から分析しているが、ナポレオンの考え方自体も時機や状況に応じて変化したようであるから、場所だけでなく時期についても区分して検討すべきであろう。

但し、ガローやマルタンが言及している民法典起草委員らの考え方、とりわけ、ポルタリスの奴隷制に関する見解は、紙幅の関係で考察することができなかった。これについては別稿に委ねたい。また、奴隷制の復興から1848年の廃止に向かう過程についても、今後の検討課題としたい。

**【文献一覧】**

【Antilles1862】: Ministère de la Marine et des Colonies, Antilles, Organisation judiciaire, codes, textes complémentaires et modificatifs, Paris, 1862.
【Bonjean6】: Bonjean, Encyclopédie des lois, dictionnaire général annoté des lois, décrets, ordonnances et réglements depuis 1789 jusqu'au 1er janvier 1838, tome 6e., Paris, 1838.
【Boudon2011】: Julien Boudon, L'Esclavage de la Révolution à l'Empire, dans Droits, 2011/1, n°53, pp.3-28.
【Bulletin3】: Bulletin annoté des lois, décrets et ordonnances depuis le mois de juin 1789 jusqu'au mois d'août 1830, tome 3e., Paris, 1834.
【Bulletin4】: Bulletin annoté des lois, décrets et ordonnances depuis le mois de juin 1789 jusqu'au mois d'août 1830, tome 4e., Paris, 1835.
【Bulletin5】: Bulletin annoté des lois, décrets et ordonnances depuis le mois de juin 1789 jusqu'au mois d'août 1830, tome 5e., Paris, 1835.
【Bulletin9】: Bulletin annoté des lois, décrets et ordonnances depuis le mois de juin 1789 jusqu'au mois d'août 1830, tome 9e., Paris, 1836.
【Bulletin10】: Bulletin annoté des lois, décrets et ordonnances depuis le mois de juin 1789 jusqu'au mois d'août 1830, tome 10e., Paris, 1836.
【Cambacérès1999】: Cambacérès, Mémoires inédits I, Perrin, Paris, 1999
【Carbonnier1995】: Carbonnier（J.）, Flexible droit, Paris, 1995.
【Code noir1743】: Code noir, ou recueil d'édits, déclarations et arrêts concernant les

esclaves nègres de l'Amérique, avec un recueil de réglemens, concernant la police des îles françaises de l'Amérique et les engagés, Paris, 1743, pp.37–49.
【Colonies1924】: Pierre Corbin, Sainte-Luce-Banchelin, Marcel Guieysse et Léon Jacob, Les Colonies française d'Amérique, Paris, 1924.
【Durand-Molard1811】: Durand-Molard (M.), Code de la Martinique, nouvelle édition, t.4, Saint-Pierre Martinique, 1811.
【Durand-Molard1814】: Durand-Molard (M.), Code de la Martinique, nouvelle édition, t.5, Saint-Pierre Martinique, 1814.
【Fenet1】: Fenet (P.A.), Recueil complet des travaux préparatoires du Code civil,tome 1er, réimpression de l'édition 1827, Osnabrück, 1968.
【Fenet2】: Fenet (P.A.), Recueil complet des travaux préparatoires du Code civil, tome 2ème, réimpression de l'édition 1827, Osnabrück, 1968.
【Fenet7】: Fenet (P.A.), Recueil complet des travaux préparatoires du Code civil, tome 7ème, réimpression de l'édition 1827, Osnabrück, 1968.
【Fenet13】: Fenet (P.A.), Recueil complet des travaux préparatoires du Code civil, tome 13ème, réimpression de l'édition 1827, Osnabrück, 1968.
【Garaud1953】: Marcel Garaud, La Révolution et l'égalité civile, Paris, 1953.
【Isambert19】: Isambert, Taillandier et Decrusy, Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420, jusqu'à la Révolution de 1789, t.19, Paris, 1829.
【Journal1802】: Journal des débats et loix du pouvoir législatif, et des actes du gouvernement, jeudi 30 floréal, an 10 de la République (20 mai 1802).
【Laboria1843】: Laboria, De la Guyane française et de ses colonisations, Paris, 1843.
【Lacaze1880】: Lacaze, L'Ile Bourbon, L'Ile de France, Madagascar, recherches historiques, Paris, 1880.
【Las Cases1956】: Las Cases, Le Mémorial de Sainte-Hélène, tome 1, Paris, 1956.
【Lentz1999】: Thierry Lentz, Le grand consulat 1799–1804, Paris, 1999.
【Lentz2006】: Thierry Lentz et Pierre Branda, Napoléon, l'esclavage et les colonies, Paris, 2006.
【Loysel1846】: Institutes coutumières d'Antoine Loysel ou manuel de plusieurs et diverses règles, sentences et proverbes, tant anciens que modernes du droit coutumier et plus ordinaire de la France, avec les notes d'Eusèbe de Laurière, nouvelle édition, revue, corrigée et augmentée par M.Dupin et M.Édouard Laboulaye, Paris, 1846.
【Malleterre1900】: Malleterre et Legendre, Livre-Atlas des colonies françaises, Océan indien, Paris, 1900.
【Martin1982】: Martin (X.), L'insensibilité des rédacteurs du Code civil à l'altruisme, dans Revue historique de droit français et étranger, n°4, 1982, pp.589–618.
【Martin1985】: Martin (X.), Nature humaine et Code Napoléon, dans Droits, n°2, 1985, pp.117–128.
【Martin2003】: Martin (X.), Mythologie du Code Napoléon, Paris, 2003.
【Martineng1899】: De Martineng (J.), Notice sur l'amiral comte Truguet, pair de France, dans Bulletin de l'Académie du Var, nouvelle série, tome 22, Toulon, 1899, pp.37–100.
【Montlezun1818】: Baron de Montlezun, Souvenirs des Antilles : Voyage en 1815 et 1816, aux États-Unis, et dans l'Archipel caraïbe ; aperçu de Philadelphie et New-Yorck ; discriptions de la Trinidad, la Grenade, Saint-Vincent, Sainte-Lucie,

Martinique, Guadeloupe, Marie-Galante, Saint-Christophe, Sainte-Croix et Saint-Thomas, t.1, Paris, 1818.
【Moreau de Jonnès1842】: Alexandre Moreau de Jonnès, Recherches statistiques sur l'esclavage colonial et sur les moyens de le supplimer, Paris, 1842.
【Napoléon1801】: Le premier Consul (Bonaparte), Exposé de la situation de la République, dans Extrait des registres des délibérations des Consuls de la République, le 1er Frimaire, an X de la République, Paris, 1801.
【Napoléon2006】: Napoléon Bonaparte, Correspondance générale III, Paris, 2006.
【Niort2007】: Jean-François Niort (sous la direction de), Du Code noir au Code civil, Jalons pour l'histoire du Droit en Guadeloupe, Paris, 2007.
【Notices1837】: Notices statistiques sur les colonies françaises, imprimées par ordre de M.Le vice-amiral de Rosamel, ministre secrétaire d'État de la marine et des colonies, première partie, Paris, 1837.
【Prentout1901】: Henri Prentout, L'Ile de France sous Decaen 1803-1810, Essai sur la politique coloniale du premier empire et la rivalité de la France et de l'Angleterre dans les Indes orientales, Paris, 1901.
【Régent2014】: Frédéric Régent, Jean-François Niort et Pierre Serna (sous la direction de), Les colonies, la Révolution française, la loi, Paris, 2014.
【Roederer1942】: Roederer, Mémoire sur la Révolution, la Consulat et l'Empire, 5e éd., Paris, 1942.
【Saintoyant1931】: J. Saintoyant, La Colonisation française pendant la période napoléonienne (1799-1815), Paris, 1931.
【Thibaudeau1834】: Thibaudeau (A.C.), Le Consulat et L'Empire, ou histoire de la France et de Napoléon Bonaparte de 1799 à 1815, Consulat.tome 3e., Paris, 1834.
【Tulard1989】: Jean Tulard (sous la direction de), Dictionnaire Napoléon, Nouvelle éd.,Paris, 1989.
【Viard1931】: Pierre-Paul Viard, Histoire générale du droit privé français (1789-1830), Paris, 1931.
【岡本1992】: 岡本明『ナポレオン体制への道』(ミネルヴァ書房、1992年)。
【専修1998】: 専修大学人文科学研究所編『フランス革命とナポレオン』(未来社、1998年)。
【中村2003】: 中村義孝『フランス憲法史集成』(法律文化社、2003年)。
【能見2007】: 能見善久「人の権利能力」能見善久・瀬川信久・佐藤岩昭・森田修編『民法学における法と政策』(有斐閣、2007年) 69-125頁
【能見2021】: 能見善久「奴隷と法と裁判」書斎の窓673号10－14頁、674号10－16頁、675号31－40頁、676号17－23頁 (2021年)
【浜1998】: 浜忠雄『ハイチ革命とフランス革命』(北海道大学図書刊行会、1998年)。
【浜2003】: 浜忠雄『カリブからの問い―ハイチ革命と近代世界』(岩波書店、2003年)。
【林田2021】: 林田伸一「近世のフランス」福井憲彦編『フランス史上』(山川出版社、2021年) 161－266頁。
【ウィリアムズ2020】: エリック・ウィリアムズ (中山毅訳)『資本主義と奴隷制』(ちくま学芸文庫、2020年)。